

官報

号外

平成七年五月十八日

○第三百三十二回 衆議院會議録 第二十八号

平成七年五月十八日(木曜日)

議事日程 第二十二号

平成七年五月十八日

午後五時開議

第一 介護休業等に関する法律案(松岡満壽男君外四名提出)

第二 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
議員請暇の件
平成七年度一般会計補正予算(第1号)
平成七年度特別会計補正予算(特第1号)
平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)
日程第一 介護休業等に関する法律案(松岡満壽男君外四名提出)
日程第二 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
日程第四 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

る臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
平成七年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後六時九分開議
○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(土井たか子君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

牧野聖修さんから、海外旅行のため、五月二十五日から六月二日まで九日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

平成七年度一般会計補正予算(第1号)、平成七年度特別会計補正予算(特第1号)、平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

平成七年度一般会計補正予算(第1号)

平成七年度特別会計補正予算(特第1号)

平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○議長(土井たか子君) 平成七年度一般会計補正予算(第1号)、平成七年度特別会計補正予算(特第1号)、平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長佐藤親樹さん。

平成七年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

平成七年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔佐藤親樹君登壇〕

○佐藤親樹君 ただいま議題となりました平成七年度一般会計補正予算(第1号)外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算の概要について申し上げます。

一般会計予算については、歳出において、去る四月十四日決定された緊急円高・経済対策の一環として、阪神・淡路大震災等関係経費、緊急防災対策費、科学技術・情報通信振興特別対策費、円高対応中小企業等特別対策費、輸入促進関係経費等を計上し、また、最近における新たな類型の犯罪の発生に対応するための緊急犯罪対策費を計上いたしております。

なお、税収の減少に伴う地方交付税交付金の減額に対しては、同額の地方交付税交付金を追加計上いたしております。

歳入においては、阪神・淡路大震災への税制上の対応及び緊急円高・経済対策に盛り込まれた税制上の措置に伴い、租税及び印紙収入の減収を見込む一方、その他収入の増収を計上するほか、公債の追加発行を行うことといたしております。

この結果、平成七年度一般会計補正予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し二兆七千二百六十一億円増加して、七十三兆七千三百三十二億円となっております。

特別会計予算については、一般会計予算の補正に関連して、国立学校特別会計、道路整備特別会計など十三特別会計において所要の補正を行うことといたしております。

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

議員請暇の件 平成七年度一般会計補正予算(第1号)外二案

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

また、政府関係機関予算については、国民金融公庫など三政府関係機関において所要の補正を行うこととしたしております。

なお、阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業等実施のため、住宅金融公庫等九機関に対し財政投融資計画の追加を行うこととしたしております。

この補正予算三案は、去る五月十五日日本委員会に付託され、十六日武村大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日及び十八日の両日質疑を行い、本日質疑終了後、討論、採決をいたしましたものであります。

質疑は、村山首相の政治姿勢、戦後五十年と国会決議、規制緩和及び行政改革の推進、阪神・淡路大震災の復旧・復興と防災対策、地下鉄サリン事件等オウム真理教問題、円高及び景気対策、政府経済見通しの意義、自動車関連の日本包括経済協議に係る問題、ゴラン高原へのPKO派遣及びPKO法の見直し、村山首相の訪中の意義及び評価、金融機関の不良債権処理及び証券市場の活性化等、国政の各般にわたって行われたのでありますが、その詳細は会議録により御承知おき願いたいと存じます。

かくて、本日質疑終了後、新進党及び日本共産党から、それぞれ平成七年度補正予算三案につき撤回のうえ編成替えを求める動議が提出され、加藤六月君及び松本善明君から趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算三案及び両動議を一括して討論に付したところ、自由民主党・自由連合、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけを代表して野呂田芳成君から政府原案に賛成、両動議に反対、新進党を代表して草川昭三君から同党提出の動議に賛成、政府原案及び日本共産党提出の動議に反対、日本共産党を代表して矢島恒夫君から同党提出の動議に賛成、政府原案及び新進党提出の動議に反対の意見が述べられました。

討論終了後、採決の結果、両動議はいずれも否決され、平成七年度補正予算三案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 平成七年度一般会計補正予算(第一号)外二案に対しては、米沢隆さん外八名から、三案につき撤回のうえ編成替えを求める動議が提出されております。

この際、その趣旨弁明を許します。山田英介さん。

(本号末尾に掲載)

(山田英介君登壇)

○山田英介君 私、新進党を代表いたします。ただいま議題となりました平成七年度一般会計補正予算外二案につき撤回のうえ編成替えを求める動議について、提案理由及びその概要を御説明いたします。(拍手)

これに先立ちまして、去る一月十七日の阪神・淡路大震災及び三月二十日の地下鉄サリン事件でお亡くなりになられた方々に対し衷心より哀悼の誠をささげますとともに、御遺族や被災された方々々に心からお見舞いを申し上げます。

いまだに四万人近い方々が避難所生活を送る阪神・淡路大震災の復旧・復興は、解決すべき緊急の課題であります。また、国民を極度の不安に陥れ、我が国の安心安全性に世界から不信感を持たれている地下鉄サリン事件等の一連の事件につきましても、事件の全容解明はこれからであります。

さらには、円相場がこれ以上の高騰あるいは現在の水準で推移した場合、景気の先行きに対してこれが最大の懸念材料となっております。

政府は、緊急円高・経済対策あるいは阪神・淡路大震災の復旧・復興、また全国の防犯防災対策などを柱として補正予算を編成したところでありますが、いずれもタイミングを逸し、また内容、規模ともに極めて不十分だと言わざるを得ません。我々新進党が国民の要望を踏まえて要求した平成七年度当初予算案の組み替え動議や、あるいは円高・経済対策の緊急提言等について十分に措置されておられません。

平成七年度補正予算は、数々の問題点を内包しております。政府は、本補正予算を撤回し、次の重点事項を盛り込み、抜本的に組み替えることを要求するものであります。

その第一は、阪神・淡路大震災対策関連についてであります。

特に、災害救助等関係費として、災害等が発生してから約半年間が経過したことがピークとされる被災住民の方々に対する心のケア対策を初めとして、避難所生活から自立するための措置等を含め十分な対策を講ずるための経費や、災害廃棄物処理のための事業費を追加することであり、また、震災復旧・復興のための公共事業費について、神戸市復興計画及びひょうごフェニックス計画の支援、神戸港の港湾整備、埠頭公社の整備等の復旧等の事業費を追加するとともに、鉄道、福祉施設等の整備のための施設等災害復旧費についての事業費を追加することであり、その第二は、防災関連対策費についてであります。

全国的な防災都市づくりを目指し、救急医療体制の整備や自衛隊への災害対策装置及び器材の追加措置あるいは抜本的防災都市づくりのための耐震基準の見直しに係る調査費等の事業費を追加することであり、特に、防災関連の公共事業につきましては、橋梁等の補修、建築物の耐震性強化、ゼロメートル地帯防災対策等を措置するとともに、がけ崩れ及び住宅の液状化対策の調査費等を追加することであり、その第三は、中小企業等関係費として、景気の低迷や超円高が中小企業に与える影響にかんがみ、政府系金融機関の既存の貸し付けに係る金利を軽減するための経費を追加することであり、その第四は、公共事業等関係費についてであります。

特に、一般公共事業・施設等整備費については、一般道路の整備、治山治水・砂防事業、関西国際空港の全体構想及び中部国際空港等の構想の促進、新幹線の整備五線全線フル規格化の推進、国際港湾コンテナバースの大幅増設、下水道の普及促進等の事業費を追加することであり、また、大学等の学術、教育、基礎研究の充実等とともに、鉄道、高速道路の補強対策など国民の安心安全の町づくり対策等の事業費を追加することであり、その第五は、円高差益の還元や内外価格差の是正に資するために、石油、金、レアメタル等の緊急輸入措置のための経費を追加することであり、その第六は、超電導、新素材、遺伝子工学等や光エレクトロニクス、バイオテクノロジー等の先端的研究の推進、研究分野あるいは医療福祉分野における情報化の推進、過疎地等の情報基盤の整備や移動通信網の整備等のための新技術等開発・整備費についての事業費を追加することであり、その第七は、景気低迷や政府の無策による急激な超円高が地方経済財政に及ぼす影響への緊急財政支援措置として、地方財政対策費を追加することであり、最後に、その第八として、これらの財源に資するため、地価及び工事価格の下落に伴う予算単価

の縮減並びに金利引き下げに伴う国債利払い費の圧縮等により既定経費の節減を行い、あわせて予備費の減額を行うこととあります。

以上、総計十三兆二千八百九億円の規模によりまして、本補正予算案の内容を改め、施策の充実を図るよう要求するものであります。これらの財源としては、さきに述べた不経費等の節減等とともに、公債の発行によって措置するよう要求いたします。

以上が、動議の概要であります。

先般アメリカを訪問された与党訪米団は、平成七年度第二次補正予算に言及され、その規模について十兆円程度になると説明された報道がありました。であるならば、秋の二次補正などとは言わず、政府・与党も我々の提案に賛成をいただくことが至極当然であると考えます。

本動議の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願いいたします。趣旨弁明を終わります。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより、補正予算案に対する討論と、動議に対する討論を一括して行います。順次これを許します。野呂田芳成さん。

(野呂田芳成君登壇)

○野呂田芳成君 私は、自由民主党・自由連合、日本社会党・護国民主連合、新党さきがけを代表し、ただいま議題となっております平成七年度補正予算案に対し、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

政府・与党は、最近の急激な円高の進行など内外の経済動向に対応して、去る四月十四日に緊急円高・経済対策を決定したところであります。今回の補正予算は、その対策の一環として編成され、対策に盛り込まれた広範な施策やその他の重要な施策を実施するための裏づけをなす、まことに重要なものであります。以下、賛成する主な理由を申し述べます。

その第一は、ただいま申し上げましたように、緊急円高・経済対策に盛り込まれた広範な施策を実施するための歳出追加が行われていることとあります。

我が国経済は緩やかながら回復基調をたどっているものの、最近の急激な円高の進行は、我が国経済の先行きに重大な悪影響を及ぼすおそれがあると考えられます。こうした事態に対処するため、政府・与党においては、阪神・淡路大震災からの復興事業等を盛り込んだ補正予算の編成などの機動的な内需振興を図るほか、規制緩和推進計画の前倒し実施、輸入促進等の具体策、円高メリット還元策、中小企業対策等円高による影響への対応、経済構造改革の推進、金融機関の不良債権の早期処理、証券市場の活性化策等、実効性のある各般の施策を盛り込んだ緊急円高・経済対策を策定したところであります。

その一環として編成された今回の補正予算においては、阪神・淡路大震災からの一日も早い復興に向け、震災に係る復興事業を可能な限り盛り込んでいけるほか、地震災害等の防止のため、全国ベースで緊急に対応すべき事業を実施するために必要な経費を計上しており、さきの大震災を踏まえた対応として、まことに適切な措置をとったものと高く評価するものであります。また、急激な円高の進行に対応し、厳しい経営環境に置かれていた中小企業を支援するための特別対策費や、自動車、輸入住宅等の輸入促進策等の実施に必要な経費を計上していることに加え、我が国経済・産業構造の改革をさらに推進するため、科学技術及び情報通信の分野における大幅な歳出の追加を行うなど、従来にない思い切った諸施策が盛り込まれたことは、我が国の中長期的な発展を確保する観点からも極めて高く評価されるべきものと考えております。

賛成の理由の第二は、捜査・警備体制を緊急に強化するための適切な措置が講じられていることとあります。

地下鉄サリン事件など最近における一連の新たな類型の犯罪の発生は、国民全体の日常生活に對し大きな不安をもたらしたところとあります。こうした状況に対応し、今回の補正予算においては、警察等における捜査・警備体制を緊急に強化するために必要な経費の計上が十分になされておられ、まことに時宜にかなった措置であると評価するものであります。

なお、今回の補正予算においては、こうした歳出の追加のほか、阪神・淡路大震災への税制上の対応等に伴う減収に対応するため、その財源として、建設公債の増発に加え、特例公債の発行を行っているところであり、これは、不透明感を漂う現下の経済情勢のもと、経済運営に万全を期さなければならぬこと等にかんがみれば、まことにやむを得ないものであり、また、そこまですべて景気回復に万全を期するとの姿勢を明確にしていることは、適切な措置であると考えるものであります。

以上、平成七年度補正予算案に賛成する主な理由を申し述べましたが、私は、本補正予算が現在我が国が直面している社会経済情勢等に的確に対応し得るものと、全面的に賛成の意を表するものであります。その一日も早い成立を強く望むとともに、本補正予算の諸措置が速やかにかつ着実に実施に移されることを強く期待して、私の賛成討論といたします。

なお、新進党提出の補正編成組み替えを求める動議については、見解を異にするため、反対をいたします。(拍手)

○議長(土井たか子君) 伊藤英成さん。

(伊藤英成君登壇)

○伊藤英成君 私は、新進党を代表いたします。ただいま議題となりました我が党提出の平成七年度一般会計補正予算案外二案につき撤回のうえ編成替えを求める動議に賛成し、政府提出の平成七年度一般会計補正予算案外二案に対しては反対の立場から、討論を行います。(拍手)

討論に先立ちまして、去る一月十七日の阪神・淡路大震災及び三月二十日の地下鉄サリン事件でお亡くなりになられた方々に対し衷心より哀悼の意を表しますとともに、御遺族に対しお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げます。

いまだに四万人近い方々が避難所生活を送る阪神・淡路大震災の復興・復興は、焦眉の急を要する課題であります。また、地下鉄サリン事件につきましても、犯行以来二カ月が経過しようとしております。去る十六日、ようやく事件の中心者と目される被疑者の逮捕に至っておりますが、しかし事件の全容解明はこれからであります。一日も早く安心して暮らせる安全な社会を実現することが政府の責務であり、我々政治にかかわる者の最大の使命と考えます。

さて、一時回復の兆しが見えておりました景気は、超円高の進行によって再び悪化の方向に転じております。円相場がこれ以上の高騰あるいは現在の水準で推移した場合、企業活動への打撃はちろん、国民生活に対しても多大な影響を与えることは必至であります。今重要なことは、当面の景気対策が我が国の経済改革につながるための措置であり、そのための十分な財政の出動を行うこととあります。これら緊急の課題を解決するためにはあらゆる手段を尽くして、思い切った施策を講じなければなりません。

これらの緊急課題に対応すべき本補正予算案は、当初予算と等しい重要な意義を持つものであり、この審議のために十分な時間を確保することは当然のこととあります。

本補正予算案は、内容的にも、その柱とする緊急円高・経済対策あるいは阪神・淡路大震災の復興・復興、全国の防犯防災対策など、いずれも極めて不十分な内容で規模だと言わざるを得ません。我々新進党が去る二月二十五日に提出した阪神・淡路大震災の復興・復興を中心とした平成七年度当初予算案の組み替え動議の内容はほとんど

策にとどまり小規模にすぎません。例えば耐震貯水槽の補助率アップは当然のことでありますが、地震に伴う大震災を防ぐには、国として基準を設け、全国的にその設置数を飛躍的にふやす必要があります。今必要なのは、防災優先の見地から予算全体を見直し、地震に強い町づくりに向けて公共投資の流れを転換することです。

第三に、円高対策も悪循環を断ち切る根本対策を欠くばかりか、当面の対策としても肝心の中小企業援助が極めて不十分で、日米大企業への助成の拡大には異常なまでの熱意を示しております。補正予算に盛り込まれている輸入促進税制の拡充は、海外進出した大企業による逆輸入を促進させ、競合する中小企業を一層窮地に追い込むことは明白であります。この現実を、中小企業も利用できるという答弁で変えることができないことは、答弁した閣僚もよく御存じのはずであります。情報通信分野への巨額の予算措置は、特定の大企業のもうけのために国費をつぎ込み、国の主導で大企業の国際競争力強化を推し進めるものであります。アメリカの自動車ビッグスリーのために国民の税金で米国自動車とその部品の展示場をつくってやるに至っては、論外の施策と言っはかありません。

円高対策は、異常なドル安・円高の原因にメスを入れ、円高そのものを是正することが根本であります。アメリカのドル安放置政策に抗議し、中止を厳しく要求すべきであります。大企業のリストラ、国際競争力の回復強化、さらなる円高という「悪魔のサイクル」を断ち切るために、抜本的な対策をとる必要があります。

第四は、財源確保のため、当初予算の浪費、不要不急経費に徹底的にメスを入れることであります。年間五十三兆円に上る公共投資を抜本的に見直し、東京臨海副都心開発などの不要不急の巨大プロジェクトは中止をすべきであります。大手ゼネコンの不正談合、政官財の癒着のもとで不当につ

り上げられた工事費にメスを入れること、世界第二位に膨れ上がった軍事費を聖域にせず、正面装備費、米軍駐留費、日米合同演習費を中心に軍事費を半減し、国民のための真の安全保障費である防災対策と復興経費に充てることが必要であります。安全保障政策の根本的転換は、国民の要求にこたえ恒久平和を目指す日本国憲法に沿う道であります。大企業補助金の廃止、国債の低利切りかえ、政治姿勢の根本が問われる政党助成金の全額カットを断行すべきであります。

なお、新進党提出の編成替え動議については、政府予算の枠組みをそのまま追認した上、十三兆円以上もの国債大増発を財源としているもので、賛成することはできません。最後に、予算執行とそれに関連して重要なオウム教問題と不戦決議について述べます。

まず、オウム教問題であります。殺人容疑による教祖逮捕によって、我々が指摘し続けてきた反社会的集団としての実態がますます明らかになりました。坂本弁護士事件、松本サリン事件など関係するすべての事件の全容解明、残されたサリンや銃の徹底追及と再発防止、宗教法人オウム真理教の解散請求、自衛隊員の関与問題、そして上九一色村初めオウム施設周辺住民の切実な要求となっているオウム施設の全面撤収など、問題の全面解決に向けた政府の対策を要求いたします。

さらに、戦後五十年に伴う不戦決議については、総理も、一年前、本院の場所で主張をされたこととありますが、最小限さきの戦争を侵略戦争と認め、その認識の上に政府が反省と謝罪を内外に表明することが不可欠であります。日本の侵略責任を認めないことは、政治的、道義的に許されないだけでなく、我が国がアジアの一員として貿易・通商問題に対処する場合、国益を守る上でも重大な障害になることを指摘して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。まず、米沢隆さん外八名提出、平成七年度一般会計補正予算(第一号)外二案につき撤回のうえ編成替えを求める動議について採決いたします。米沢隆さん外八名提出の動議に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立少数。よって、米沢隆さん外八名提出の動議は否決されました。次に、平成七年度一般会計補正予算(第一号)外二案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第一 介護休業等に関する法律案(松岡満壽男君外四名提出)

日程第二 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、介護休業等に関する法律案、日程第二、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長笹山登生さん。

介護休業等に関する法律案及び同報告書
育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔笹山登生君登壇〕

○笹山登生君 ただいま議題となりました二法案について、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、松岡満壽男君外四名提出、介護休業等に関する法律案について申し上げます。

本案は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い、家族の介護の問題が労働者の職業生活と家庭生活との両立を図る上で重大な問題となつていくことにかんがみ、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るため、介護休業に関する制度等を設けるとともに、必要な支援措置等を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、労働者は、一定範囲の家族を介護するため、期間を明らかにして事業主に申し出ることにし、連続する一年の期間内において、対象となる家族が介護を必要とする一つの継続する状態ごとに一回の介護休業をすることができるようになること、

第二に、事業主は、介護休業期間と合わせて連続する一年の期間以上の期間において、勤務時間の短縮の措置その他の労働者が就業しつつ一定範囲の家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならないものとする、なお、事業主は、介護休業または勤務時間の短縮等を理由として解雇その他の不利益取り扱いをしてはならないものとする、

第三に、国は、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続、再就職の促進を図るため、事業主等に対する相談・助言及び給付金の支給その他必要な援助を行うことができるものとし、その際、中小企業者に対して特別の配慮をするものとする、また、国は、家族の介護に係る労働者に対する相談・講習、介護退職者に対する再就職支援その他必要な措置を講ずるものとする、

第四に、国等は、別に法律で定めるところに従い、家族の介護を行うための休業を行う労働者に対して介護休業給付を支給するものとする、

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

介護休業等に関する法律案外一案

に、労働者の介護休業中の社会保険料の額等は、別に法律で定めるところにより免除するものとする。

第五に、この法律は平成七年十月一日から施行するものとするが、介護休業制度等に関する部分については平成八年四月一日から施行するものとする。

本案は、去る三月二十四日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託され、四月十四日提出者河上重雄君から提案理由の説明を聴取し、二十七日に質疑に入り、五月十日には愛知県に委員を派遣して現地において意見を聴取し、翌十一日には参考人の意見を聴取するなど慎重かつ熱心な審査を行い、十六日の委員会において質疑を終了し、討論の後、採決の結果、本案は賛成少数をもって否決すべきものと議決した次第であります。

次に、内閣提出、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、少子・高齢化の急速な進展、核家族化に伴い、家族介護の問題が、育児の問題とともに労働者がその職業生活と家庭生活との両立を図る上で重大な問題となっていることにかんがみ、子の養育または家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るため、介護休業に関する制度等を設けるとともに、必要な支援措置等を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、労働者は、一定範囲の家族を介護するため、期間を明らかにして事業主に申し出ることにより、連続する三月の期間内において、対象となる家族一人につき一回の介護休業をすることができるとし、事業主は、介護休業を理由とし

て労働者を解雇することができないものとする。

第二に、事業主は、介護休業期間と合わせて連続する三月の期間以上の期間において、勤務時間の短縮の措置その他の労働者が就業しつつ一定範囲の家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならないものとする。

第三に、国は、育児または家族の介護を行う労働者等の雇用の継続、再就職の促進を図るため、事業主等に対する相談・助言及び給付金の支給、労働者に対する相談・講習、育児または介護により退職した者に対する再就職支援その他の支援措置を講ずるものとする。

第四に、この法律は平成七年十月一日から施行するものとするが、介護休業制度等に関する部分については平成十一年四月一日から施行するものとする。

本案は、去る三月二十四日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託され、四月十四日浜本労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日に質疑に入り、五月十日には愛知県に委員を派遣して現地において意見を聴取し、翌十一日には参考人の意見を聴取するなど慎重かつ熱心な審査を行い、十六日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党・自由連合、日本社会党・護国民主連合及び新党さきがけ三党共同により、事業主が講ずるよう努めなければならないとされている介護休業制度等に準ずる必要な措置は、介護を必要とする期間、回数等に配慮したものであることを明確にすること、介護休業制度等に関する規定の施行前においても可能な限り速やかに介護休業制度等の措置を講ずるよう努めること等についての修正案が、また、日

本共産党より、介護休業の期間及び回数の拡充等についての修正案がそれぞれ提出され、討論の後、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、本案は三党共同提出の修正案のとおり多数をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。上田勇さん。

(上田勇君登壇)

○上田勇君 私は、新進党を代表して、ただいま議題となりました二法案について、新進党提出の介護休業法案に対しては賛成、政府提出の育児休業法の一部を改正する法律案に対しては反対の立場から、一括して討論を行います。

我が国では、現在、世界に例を見ない速さで社会の高齢化・少子化が進展していることは周知の事実であり、それに伴って介護を要する高齢者が数多く発生していること及び高齢者を介護する若い世代の人数が急速に減少していることは厳然たる事実であります。高齢者等の介護をどうするかは、政治が回答を出すべき大きな社会問題であります。

私たち新進党は、高齢化社会の諸問題に対しては、自助・共助・公助の最適な組み合わせという原則に基づいて対応すべきであると考えております。そして、とりわけ老親等の介護の問題については、介護施設の増設や充実等の公的介護体制の整備によって対応すべきであると考えております。

しかしながら、公的介護体制の整備のための新ゴールドプランは、財源の問題をあいまいにしたままであり、その進捗は期待に反して大幅におく

れることが必至であると言わざるを得ません。このような状況の中で、毎年八万人を超える労働者が老親等の介護のために退職せざるを得ないのが実情であります。

この状況を打開するため、事業主の方々に共助の観点から御協力をいただき、公的施設への入所等の公助による対応が可能となるまでの一定期間、労働者が老親等の介護のために安心して休業できる権利を明確にすることは、政治の果たすべき緊急の課題であります。また、この介護休業制度は、必要に応じた介護施設への入所が可能となるところまで公的介護体制が整備された後も、介護の方法に関する選択肢の多様化に役立つものと言えます。

新進党の介護休業に関する法律案は、このような立場から、第一に、権利としての介護休業を時間短縮措置と合わせて一年間とすることにより介護施設への入所等に必要となる時間を可能な限り確保すること、第二に、介護を要する状態ごとに介護休業を取得できるとすることにより新たに介護を必要とする状態が発生した場合にも対応できるようにすること、第三に、介護休業期間中の所得保障を行うことにより介護休業による経済的損失を可能な限り補完して、安心して介護休業を取得できるようにすること、第四に、平成八年四月から施行することにより、今この時点においても発生している要介護者を介護するために退職を余儀なくされている状況を可能な限り早期に解決すること等を主たる内容とするものであります。

そして新進党の法案では、さらに、介護休業の対象者の範囲を同居の親族にまで拡大して、多様化する家族形態の中での介護ニーズに対応できるようにしていること、介護休業を取得したことに

禁止していること、早期の法制化による激変を緩和するため、とりわけ中小企業に対して手厚い助成等の特別の配慮をすること、介護休業中の所得の大幅な低下に配慮して社会保険料を免除すること等、介護休業制度を効果あるものとする規定を盛り込んでおります。

新進黨案こそ、迫りくる高齢化社会の中で、一刻も早い実効性のある介護休業制度の実現を望む生活者・勤労者の切実な要望にこたえるものであると確信しております。(拍手)本会議に御出席の皆様、御賛同を強く期待しております。

これに対して、政府提出の育児休業法の一部を改正する法律案は、介護休業期間は時間短縮措置と合わせて三カ月、介護休業は要介護者一人につき一回、施行期日は平成十一年四月というものであり、所得保障も明定されておられません。これでは、介護施設への入所に一年を超える待ち時間を要するという現実、要介護状態が再び発生することがあるという現実、介護休業が法制化されるまでは中小企業に働く四千万人の人々がこの制度から取り残されること、そして現に年間八万人の労働者が介護のために退職しているという現実、そして所得保障がないために制度が活用されない可能性等々に対応できるものではありません。

さらに、政府案は、介護休業の対象者の範囲は同居の親族を含んでおらず、介護休業の取得による解雇は禁止されているものの不利益取り扱いは禁止されておらず、介護休業中の社会保険料の免除も規定されておられません。これが「人にやさしい政治」を標榜される社会党の村山総理のもとで同じく社会党の浜本労働大臣が取りまとめた法案であるとは、理解に苦しむものであります。(拍手)

また、介護休業期間を三カ月とすることは社会的介護中心主義からくるものであり、女性の介護負担を軽減するためであるという与党の委員会における御主張は、公的介護体制の整備が大きく立ちあぐれている現実を目をつぶり、また、介護の負担が女性に集中するからという理由で介護休業を短期化するのとは男女の役割分担の流動化の努力をあらかじめ放棄するものであり、ともに理論をもって現実を裁断する本末転倒の議論であると言わざるを得ません。

また、与党各党による修正も、努力規定、見直し規定の追加にすぎず、政府案を何ら実質的に前進させるものではないと断ぜざるを得ません。修正後の政府案も到底実効性のある介護休業の法制化とは言えず、反対せざるを得ません。

よって、新進黨案に賛成、政府案に反対されることを強く訴えつつ、以上で両法案に対し一括しての討論といたします。(拍手)

○議長(土井たか子君) 永井孝信さん。

(永井孝信君登壇)

○永井孝信君 私は、自由民主党・自由連合、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけを代表して、ただいま議題となっておりまます内閣提出の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に対して賛成し、新進黨提出の介護休業等に関する法律案に対し反対の立場で、討論を行うものであります。(拍手)

少子・高齢化の急速な進展、核家族化、共働き世帯の増加等の社会的変化の中で、老親等家族の介護の問題は、育児の問題とともに我が国社会が対応を迫られている国民的重要課題となっております。老親等家族の介護は、多くの場合女性の肩に重くのしかかっており、特に女性が働き続けようとする場合の大きな制約条件となっているのが

実情であります。

この介護問題に対処するためには、国全体として総合的な介護対策を進めることが重要であり、介護サービスの一層の充実を図ることが基本とならなければなりません。このため、先般、政府において、従来の「高齢者保健福祉推進十か年戦略」、いわゆるゴールドプランを見直し、大幅に拡充して、新ゴールドプランを策定したところでありますが、家族による介護がやむを得ない場合には、労働者にとっては、仕事と介護を両立させるための緊急的対応措置として介護休業制度が極めて重要な意義を持つものであります。したがって、この制度を中小零細企業に働く方々も含め広く円滑に普及させることが求められております。

政府案は、この要請にこたえるため、すべての働く方々に一定の基準の制度が保障されるよう、法律ですべての企業に一律に介護休業制度を義務づけることとしており、我々はまずこの点を高く評価するものであります。加えて、これまで介護の問題は多くの場合女性の肩に重くのしかかっておりましたが、この立法を契機に男性も介護に主体的にかかわることがより可能となり、男女共同参画型社会の形成という観点からもそうなることが期待されるのであります。

他方、介護休業制度をすべての企業に義務づけることは、企業に雇用管理上の一定の負担を強いることとなります。したがって、介護休業の法制化に当たっては、家族による介護や労働者の雇用の継続の必要性と企業の負担との調和が図られるようにする必要があります。

政府案は、このような点に配慮し、介護休業について法律上の労働者の権利として最低基準を設定するとともに、これを上回る部分については企

業の努力義務として労使の自主的な努力を促す一方、政府においても十分これを支援していくこととしております。このような対処の仕方こそ、最も現実的かつ制度の確実な定着を可能にしているものと確信いたします。(拍手)

具体的には、介護休業期間については、介護を必要とする家族を抱えた労働者にとっては、症状等がある程度安定するまでの間の休業の緊急性、必要性が高いこと等にかんがみると、政府案のように最低三カ月を保障することとすることが適切であると考えます。三カ月程度の期間があれば、介護に当たる家族が介護を通して介護される者の症状等をよく把握し、その後の介護に関する長期的な方針を決めることができるようになると考えられます。また、交代で家族が介護に当たる道も開かれておりますので、家族による介護を必要とする期間が三カ月を超えるような場合にも対応が可能となっております。

一年など、より長期間の介護休業期間とすることについては、一人の家族に介護をゆだねることの問題のほか、中小零細企業の負担等を考慮すると、企業に一律に義務づけるのは困難であると考えます。

次に、介護休業の取得回数についても、政府案のように、最低基準としては、介護を要する家族一人につき一回とすることはやむを得ないと考えます。

一人の労働者が同一家族に対して何回も介護休業を取得できることにについては、期間を一年とすることと同様の理由で、企業に一律に義務づけるのは困難であると考えるところであります。

さらに、施行時期についても、介護休業制度の

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

普及率が育児休業を法制化した際の普及率一九・二％よりもなお低い一六・三％にとどまっていること、過去の立法例においても三年程度の準備期間が置かれていることなどから見て、施行には十分な準備期間が必要であり、政府案が平成十一年四月一日としていることは妥当なものと考えざるを得ません。

なお、政府案については、労働委員会において三点にわたり修正がなされました。

最低基準を上回る措置を講じる事業主の努力義務規定について、論議の焦点となった介護休業の期間、回数等に配慮すべきことを法文上明らかにするとともに、法施行前でも介護休業制度ができる限り早期に導入されるよう事業主に努力義務を課すこととされましたが、これによって政府案はより妥当なものとなったと考えております。さらに、法施行後適当な時期に、制度の実施状況、公的介護サービスの状況等を勘案し、介護休業の期間、回数等も含め必要な見直し、検討を行うことが必要だと我々は考えておりましたが、その旨法文上明らかにされたことも評価できます。

以上の点から、我々は政府案に賛意を表するものであります。

これに対し、新進党が提出されました介護休業等に関する法律案は、介護休業制度に関し、休業の期間及び回数、対象家族の範囲、要介護状態の定義のいずれをとっても政府案より高い水準となっており、しかも、そうした場合には、労働者にとっては選択の幅がそれだけ広がることは確かであり、他方の当事者である企業にとつてはそれだけ負担が増すことになるわけでありまして、中小零細企業も含めすべての企業に対してこれを最低基準とすることは、現状の実態から離れて、企業の雇用管理に余りにも過大な負担

介護休業等に関する法律案外一案 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案

を強いるものと言わざるを得ません。加えて、これらを直ちに施行しようとするのは、特に中小零細企業にとつて実施が困難となり、かえって法の実効が確保されなくなるおそれがあるわけであり、以上のことから、我々は新進党案には反対であります。(拍手)

最後に、老親等家族の介護の問題は、今回の介護休業等の法制化によってすべて解決されるものでは決してありません。特にいわゆる寝たきりや痴呆症のお年寄りの介護の場合など、要介護期間が三カ月や一年で終わることは少なく、これを全面的に家族が負担することが極めて困難であることは、老親介護をめぐり痛ましい事件が起こっていることから見ても明らかであります。したがって、国や自治体はもちろんで、与野党を超え国民全体が協力して、新ゴールドプランの着実な実施等公的介護サービスの整備を図ることが必要であることをここで強調しておきたいと思ひます。

また、労働者が老親等の家族の介護の必要に直面した場合には、退職することなくその必要を満たすことができるよう、個々の企業においては、この法律案の趣旨に沿ひ、労使間の自主的な努力によつて労働者の実情と必要に十分配慮した適切な解決が図られるよう強く期待するとともに、政府におきましても十分これを支援していくよう強く要請して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立少数。よつて、本案は否決されました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第三 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第三、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。厚生委員長岩垂壽喜男さん。

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(岩垂壽喜男君登壇)

○岩垂壽喜男君 ただいま議題となりました食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、食品保健を取り巻く状況の変化、規制

の国際的整合化の要請等に対応して、食品保健対策を総合的に推進するため必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、天然添加物であっても、天然香料等を除き、厚生大臣が定めたもの以外は食品添加物として使用できないものとする、なお、現に使用されている食品添加物は、引き続き使用を認めること、

第二に、厚生大臣が、農林水産大臣に対して、農薬の成分に関する資料の提供等を求めることができる仕組みを設けること、

第三に、近年の食品の製造・加工技術の高度化に対応して、新たに製造・加工の方法に関する個別承認制度を設けること、

第四に、食品の輸入手続について、電子情報処理組織を活用した届け出系統等を制度化すること、

第五に、輸入食品について、厚生大臣が食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めた場合、検査を受けることを命ずることができることとする、

第六に、栄養表示基準制度を創設し、厚生大臣が定める基準を遵守することにより、任意に栄養成分に関する表示ができるものとし、現行の栄養強化食品制度は廃止すること、また、特別用途食品については表示方法の弾力化を図ること等であります。

本案は、去る四月二十六日参議院より送付され、五月九日の本会議において趣旨説明が行われ、同日付託となり、同月十日の厚生委員会において井出厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日に質疑に入り、昨日参考人から意見を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、本案は多数

をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第四、特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長白川勝彦さん。

特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(白川勝彦君登壇)

○白川勝彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成七年五月十八日 衆議院会議録第二十八号

び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の急激な円高の影響等により困難に直面している中小企業者が、こうした当面の困難を克服し、現行法の目的である新分野進出等の事業活動に前向きに取り組んでいけるよう、応急的・一時的な支援措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、急激な円高の影響を受けている工業等の特定の業種に属する特定中小企業者が、新分野進出等の準備のための事業展開計画を平成九年五月三十一日までに都道府県知事に提出し、承認を受けた場合について、中小企業近代化資金等助成法の特例及び課税の特例の措置等を講ずることとあります。

本案は、去る五月十五日当委員会に付託され、昨十七日橋本通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を

進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(川崎二郎君登壇)

○議長(土井たか子君) 地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長川崎二郎さん。

地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○川崎二郎君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の状況にかんがみ、今回の国の補正予算による国税の減収に伴う地方交付税の減少額について、平成七年度当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、三百七十七億六千万円を地方交付税の総額に加算することにより、その全額を補てんしようとするものであります。

本案は、五月十五日本委員会に付託され、昨十七日野中自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行いました。本日討論の後、採決を行います。

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

いましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成七年度における公債の発行の特例に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

平成七年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)

(閣下提出)

○議長(土井たか子君) 平成七年度における公債の発行の特例に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

委員長の報告を求めます。大蔵委員長尾身幸次さん。

平成七年度における公債の発行の特例に関する法律案及び同報告書
租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔尾身幸次君登壇〕

○尾身幸次君 ただいま議題となりました両案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、平成七年度における公債の発行の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、平成七年度補正予算における阪神・淡路大震災に対処するための措置、地震等についての防災のための事業を緊急に実施するための措置、急激な外国為替相場の変動等に伴う最近の経済情勢に対処するための措置等に必要なる財源を確保しようとするものであります。

その内容は、平成七年度の一般会計補正予算において見込まれる租税収入の減少を補うとともに、当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、財政法第四十一条ただし書きの規定等による公債のほか、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができるとするものであります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、輸入促進税制を拡充するとともに、中小企業の事業展開の促進を図るための措置を講ずるものであり、以下、その主な内容を申し上げます。

第一に、輸入促進税制について、輸入額が増加した場合の税額控除制度等における輸入製品の増割割合が一〇%を超える場合の税額控除割合等を、その増割割合に応じ、最大現行の二倍まで引

き上げることとしております。
第二に、特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部改正に伴い、同法の承認事業展開計画を実施する特定中小企業者が取得する一定の機械装置を、事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却または特別税額控除制度の対象に加える等の措置を講ずることとしております。

両案は、本日武村大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、順次採決いたしましたところ、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。
午後七時三十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君
外務大臣 河野 洋平君
法務大臣 前田 勲男君
大蔵大臣 武村 正義君
文部大臣 与謝野 馨君
厚生大臣 井出 正一君
農林水産大臣 大河原太郎君
通商産業大臣 橋本龍太郎君

議長長の報告

運輸大臣	鳥井 静香君
郵政大臣	大出 俊君
労働大臣	浜本 万三君
建設大臣	野坂 浩賢君
自治大臣	野中 広務君
国務大臣	五十嵐広三君
国務大臣	小里 貞利君
国務大臣	小澤 潔君
国務大臣	高村 正彦君
国務大臣	田中眞紀子君
国務大臣	玉沢徳一郎君
国務大臣	宮下 創平君
国務大臣	山口 鶴男君

○議長長の報告

〔報告書及び文書受領〕

一、去る十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

観光基本法第五条第一項の規定に基づく平成六年度観光の状況に関する年次報告

観光基本法第五条第二項の規定に基づく平成七年度において講じようとする観光政策についての文書

〔議席変更〕

一、去る十六日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

六	川端 達夫君
七	矢島 恒夫君
一〇	近藤 豊君
一一	太田 誠一君
一二	吉井 英勝君
一七	岩佐 惠美君
一八	藤田 スミ君
二三	古堅 実吉君
二五	中島 武敏君
三三	松本 善明君

三三	田邊 誠君
三二	上原 康助君
三一	井上 一成君
二〇	佐藤 観樹君
一八	岩垂壽喜男君
一七	中西 績介君
一六	田中 恒利君
一五	竹内 猛君
一四	嶋崎 讓君
一三	加藤 万吉君
一二	日野 市朗君
一一	伊藤 茂君
一〇	山花 貞夫君
〇九	池端 清一君
〇八	後藤 茂君
〇七	辻 一彦君
〇六	大木 正吉君
〇五	和木 貞夫君
〇四	中村 正男君
〇三	関山 信之君
〇二	松前 仰君
〇一	左近 正男君
九八	沢藤礼次郎君
九七	田口 健二君
九六	三野 優美君
九五	緒方 克陽君
九四	早川 勝君
九三	前島 秀行君
九二	渡辺 嘉蔵君
九一	網岡 雄君
九〇	坂上 富男君
八九	北沢 清功君
八八	石橋 大吉君
八七	園田 博之君
八六	鳩山由紀夫君
八五	菅 直人君
八四	錦織 淳君
八三	三原 朝彦君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
（常任委員辞任及び補欠選任）
二九〇 近江巳記夫君

大蔵委員
辞任
堀山 静六君
倉田 栄喜君
佐藤 孝行君
平田 米男君
補欠
佐藤 孝行君
堀山 静六君
倉田 栄喜君

労働委員
辞任
堀山 静六君
倉田 栄喜君
佐藤 孝行君
平田 米男君
補欠
佐藤 孝行君
堀山 静六君
倉田 栄喜君

安全保障委員
辞任
堀山 静六君
倉田 栄喜君
佐藤 孝行君
平田 米男君
補欠
佐藤 孝行君
堀山 静六君
倉田 栄喜君

田邊 誠君
中村 正男君
石橋 大吉君
土肥 隆一君
石橋 大吉君
補欠
山口 俊一君
岸本 光造君
久保 哲司君
高木 陽介君
山口 俊一君
久保 哲司君
高木 陽介君

厚生委員
辞任
堀山 静六君
倉田 栄喜君
佐藤 孝行君
平田 米男君
補欠
佐藤 孝行君
堀山 静六君
倉田 栄喜君

農林水産委員
辞任
堀山 静六君
倉田 栄喜君
佐藤 孝行君
平田 米男君
補欠
佐藤 孝行君
堀山 静六君
倉田 栄喜君

商工委員
辞任
堀山 静六君
倉田 栄喜君
佐藤 孝行君
平田 米男君
補欠
佐藤 孝行君
堀山 静六君
倉田 栄喜君

労働委員
辞任
堀山 静六君
倉田 栄喜君
佐藤 孝行君
平田 米男君
補欠
佐藤 孝行君
堀山 静六君
倉田 栄喜君

建設委員
辞任
堀山 静六君
倉田 栄喜君
佐藤 孝行君
平田 米男君
補欠
佐藤 孝行君
堀山 静六君
倉田 栄喜君

安全保障委員
辞任
堀山 静六君
倉田 栄喜君
佐藤 孝行君
平田 米男君
補欠
佐藤 孝行君
堀山 静六君
倉田 栄喜君

予算委員
辞任
堀山 静六君
倉田 栄喜君
佐藤 孝行君
平田 米男君
補欠
佐藤 孝行君
堀山 静六君
倉田 栄喜君

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
（議案送付）
大野由利子君
河村たかし君
宮本 一三君
左藤 恵君
関谷 勝嗣君
村田敬次郎君
山崎 拓君
安倍 基雄君
左藤 恵君
山口那津男君
矢島 恒夫君
荒井 広幸君
林 幹雄君
金田 英行君
栗原 裕康君
田野瀬良太郎君
蓮実 進君
松本 敏充君
茂木 敏充君
山本 公一君
大野由利子君
河村たかし君
宮本 一三君
左藤 恵君

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
航空機事故とその保険に関する質問主意書（橋崎弥之助君提出）
（質問書提出）
一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成七年度一般会計補正予算（第1号）
右
国会に提出する。
平成七年五月十五日
内閣総理大臣 村山 富市

平成7年度一般会計補正予算

予算総則 正

第1条 既定の平成7年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	平成7年度歳入歳出予算額(千円)	補正額			改平成7年度歳入歳出予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
入	70,987,120,301	2,864,062,392	△ 138,000,000	2,726,062,392	73,713,182,693
出	70,987,120,301	2,763,822,392	△ 37,760,000	2,726,062,392	73,713,182,693

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第15条第1項の規定により平成7年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調査」は、別に添附する。

(外) 号 第 四 十 二

第5条 平成7年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成7年度において公債を発行することができる限度額9,746,900,000千円を「12,009,100,000千円」に改める。

第6条 「平成7年度における公債の発行の特例に関する法律」(仮称)の規定により公債を発行することができる限度額は、563,800,000千円とする。

2 前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

第7条 平成7年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中

総 理 府 警 察 庁	船舶建造費、警察庁施設費、都道府県警察費補助(都道府県警察施設整備費補助金に限る。)
-------------	--

総 理 府 警 察 庁	船舶建造費、警察庁施設費、都道府県警察費補助(都道府県警察施設整備費補助金及び都道府県警察施設災害復旧費補助金に限る。)
-------------	--

文 部 省	文 部 本 省	文部本省施設費、公立文教施設整備費、公立文教施設災害復旧費、私立学校助成費(私立学校施設整備費補助金に限る。)、体育振興費(社会体育施設整備費補助金に限る。)、国立学校船舶建造及施設費
-------	---------	--

文 部 省	文 部 本 省	文部本省施設費、公立文教施設整備費、公立文教施設災害復旧費、私立学校助成費(私立学校施設整備費補助金及び私立学校建物其他災害復旧費補助金に限る。)、体育振興費(社会体育施設整備費補助金及び公立社会体育施設災害復旧費補助金に限る。)、国立学校船舶建造及施設費
-------	---------	--

厚 生 省	厚 生 本 省	保健衛生施設整備費、国立病院及療養所施設費、社会福祉施設整備費、戦没者追悼平和祈念館施設費、環境衛生施設整備費
-------	---------	---

厚 生 省	厚 生 本 省	保健衛生施設整備費、国立病院及療養所施設費、社会福祉施設整備費、戦没者追悼平和祈念館施設費、環境衛生施設整備費、環境衛生施設災害復旧事業費
-------	---------	---

通 商 産 業 省	中 小 企 業 庁	中小企業対策費(商業基盤施設整備費補助金に限る。)
-----------	-----------	---------------------------

通 商 産 業 省	中 小 企 業 庁	中小企業対策費(商業基盤施設整備費補助金及び中小企業組合等共同施設災害復旧費補助金に限る。)
-----------	-----------	--

運 輸 省	運 輸 本 省
運輸本省(觀光基盤施設整備費補助金に限る。)、運輸本省施設費、鉄道整備基金助成費(地方鉄道新線建設費等補助金、整備新幹線建設推進準備事業費補助金及び整備新幹線駅整備事業費補助金に限る。)、海岸事業費、海岸事業工事諸費、港湾事業費、空港整備事業費、都市鉄道・幹線鉄道整備事業費、鉄道防災事業費、新幹線鉄道整備事業費、港湾施設災害復旧事業費、港湾災害復旧事業工事諸費、港湾施設災害関連事業費	

運 輸 省	運 輸 本 省
運輸本省(観光基盤施設整備費補助金に限る。)、運輸本省施設費、鉄道整備基金助成費(地方鉄道新線建設費等補助金、整備新幹線建設推進準備事業費補助金、整備新幹線駅整備調整事業費補助金及び鉄道施設災害復旧費補助金に限る。)、海岸事業費、海岸事業工事諸費、港湾事業費、空港整備事業費、都市鉄道・幹線鉄道整備事業費、鉄道防災事業費、新幹線鉄道整備事業費、港湾施設災害復旧事業費、港湾災害復旧事業工事諸費、神戸港埠頭公社港湾施設災害復旧事業費(神戸港埠頭公社港湾施設災害復旧事業費補助に限る。)、港湾施設災害関連事業費	

運輸省	海上保安庁
	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備事業費、航路標識整備事業工事諸費

運輸省	海上保安庁
海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備事業費、航路標識整備事業工事諸費、航路標識災害復旧事業費、航路標識災害復旧事業工事諸費	

建 設 省	建 設 本 省
	建設本省施設費、官庁官繕費、河川管理施設整備費、治水事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、道路整備事業費、住宅建設等事業費、市街地整備事業費、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害復旧事業等工事諸費、都市災害復旧事業費、河川等災害関連事業費

建設省	建設本省
	建設本省施設費、官庁官繕費、河川管理施設整備費、治水事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、道路整備事業費、住宅建設等事業費、市街地整備事業費、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害復旧事業等工事諸費、住宅施設災害復旧事業費、都市災害復旧事業費、有料道路災害復旧事業費、河川等災害関連事業費

自 治 省	消 防 庁
	消防防災施設等整備費(消防防災施設整備費補助金に限る。)

自治省	消防庁
消防防災施設等整備費(消防防災施設整備費補助金及び消防防災施設災害復旧費補助金に限る。)	

第 8 条 平成 7 年度一般会計予算総則第 11 条第 1 項の債務保証契約の限度額の表中

8 日本鉄道建設公団	「日本鉄道建設公団法」第 29 条の 2	額面総額 144,000,000 千円及びその利息に相当する金額
鉄道建設債券に係る債務		

8 日本鉄道建設公団	「日本鉄道建設公団法」第 29 条の 2	額面総額 146,600,000 千円及びその利息に相当する金額
鉄道建設債券に係る債務		

に、	
9 石油公団 石油債券及び借入金に係 る債務	「石油公団法」第 26 条 額面総額及び元本金額の合計額 674,400,000 千円並びにその利 息に相当する金額

9 石油公団 石油債券及び借入金に係 る債務	「石油公団法」第 26 条 額面総額及び元本金額の合計額 680,200,000 千円並びにその利 息に相当する金額
------------------------------	---

に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

歳 入

主 管 部	款	項	補 正 額		
			追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
大 蔵 省	租 税 及 印 紙 収 入	租 税	0	△ 138,000,000	△ 138,000,000
			0	△ 138,000,000	△ 138,000,000
			0	△ 8,000,000	△ 8,000,000
			0	△ 110,000,000	△ 110,000,000
			0	△ 1,000,000	△ 1,000,000
			0	△ 19,000,000	△ 19,000,000
			2,826,000,000	0	2,826,000,000
			2,826,000,000	0	2,826,000,000
			2,262,200,000	0	2,262,200,000
			563,800,000	0	563,800,000
農 林 水 産 省	雑 収 入	公 債 金	2,826,000,000	△ 138,000,000	2,688,000,000
			730,734	0	730,734
			730,734	0	730,734
			730,734	0	730,734
			29,023,596	0	29,023,596
			29,023,596	0	29,023,596
			0	0	0
			0	0	0
			0	0	0
			0	0	0
運 輸 省	雑 収 入	公 債 金	2,826,000,000	△ 138,000,000	2,688,000,000
			730,734	0	730,734
			730,734	0	730,734
			730,734	0	730,734
			29,023,596	0	29,023,596
			29,023,596	0	29,023,596
			0	0	0
			0	0	0
			0	0	0
			0	0	0

建設省	雑収入	諸収入	公共事業費負担金		△	
			公共事業費負担金	29,023,596		0
				8,308,062		0
				8,308,062		0
				8,308,062		0
歳入補正	額	総計		2,864,062,392	△	138,000,000
						2,726,062,392

散 出

所管	組	機	項	補正額		
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
国会	衆議院 參議院 國立國會圖書館	衆議院 參議院 國立國會圖書館 國立國會圖書館施設費計	1,137,275	0	1,137,275	
			785,566	0	785,566	
			283,000	0	283,000	
			167,100	0	167,100	
			450,100	0	450,100	
	國會所管補正額合計		2,372,941	0	2,372,941	
裁判所	裁判所	最高裁判所 下級裁判所 施設費計	342,686	0	342,686	
			2,374,042	0	2,374,042	
			1,332,985	0	1,332,985	
			4,049,713	0	4,049,713	
			17,397	0	17,397	
會計検査院	會計検査院	會計検査院施設費計	46,595	0	46,595	
			63,992	0	63,992	
			101,905	0	101,905	
			34,632,399	0	34,632,399	
内閣府	内閣府警察庁	内閣府警察庁				

[illegible]

科 学 技 術 庁	武器車両等購入費	20,283,667	0	20,283,667	
	施設整備費	5,769,701	0	5,769,701	
	装備品等整備諸費	571,654	0	571,654	
	施設整備等附帯事務費	54,664	0	54,664	
	計	27,364,257	0	27,364,257	
	科学技術振興費	27,882,078	0	27,882,078	
	科学技術振興調整費	1,100,000	0	1,100,000	
	海洋開発及地球科学技術調査研究促進費	8,250,000	0	8,250,000	
	原子力平和利用研究促進費	15,224,000	0	15,224,000	
	科学技術庁試験研究所	4,598,957	0	4,598,957	
環 境 庁	科学技術庁試験研究所施設費	8,850,489	0	8,850,489	
	計	65,905,524	0	65,905,524	
	環 境 庁	182,152	0	182,152	
	自然公園等事業費	767,825	0	767,825	
	自然公園等事業工事諸費	1,175	0	1,175	
	環境庁研究所	1,014,000	0	1,014,000	
	計	1,965,152	0	1,965,152	
	沖 縄 開 発 庁	418,000	0	418,000	
	沖 縄 開 発 事 業 費	13,546,653	0	13,546,653	
	沖 縄 道 路 事 業 工 事 諸 費	257	0	257	
国 土 庁	沖 縄 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	78	0	78	
	沖 縄 都 市 公 園 事 業 工 事 諸 費	12	0	12	
	計	13,965,000	0	13,965,000	
	国 土 防 災 施 設 整 備 費	2,765,941	0	2,765,941	
	国 土 調 査 費	433,060	0	433,060	
	国 島 振 興 事 業 費	667,981	0	667,981	
	計	10,045,000	0	10,045,000	
	計	10,045,000	0	10,045,000	
	計	10,045,000	0	10,045,000	
	計	10,045,000	0	10,045,000	

水 資 源 開 発 事 業 費	956,211	0	956,211
國土総合開発事業調整費	1,100,000	0	1,100,000
計	15,968,183	0	15,968,183
總 理 府 所 管 補 正 額 合 計	239,967,566	0	239,967,566
法 務 省 本 省 費	883,081	0	883,081
法 務 省 本 省 費	1,173,262	0	1,173,262
法 務 省 本 省 費	1,071,524	0	1,071,524
計	3,127,867	0	3,127,867
法 務 省 本 省 費	20,074	0	20,074
法 務 省 本 省 費	612,631	0	612,631
法 務 省 本 省 費	2,821,750	0	2,821,750
計	679,825	0	679,825
法 務 省 本 省 費	3,501,575	0	3,501,575
計	38,432	0	38,432
地 方 入 国 管 理 官 署 補 正 額 合 計	7,300,579	0	7,300,579
外 務 省 本 省 費	731,487	0	731,487
外 務 省 本 省 費	314,406	0	314,406
計	1,045,893	0	1,045,893
在 外 公 館 施 設 費	394,520	0	394,520
在 外 公 館 施 設 費	1,440,413	0	1,440,413
大 藏 省 本 省 費	15,937	0	15,937
大 藏 省 本 省 費	1,700,000	0	1,700,000
産業投資特別会計へ繰入	20,646,636	0	20,646,636
國 債 費	10,056,711	0	10,056,711
公 務 員 宿 舎 施 設 費			

		政 府 出 資			
文 部 省	財 務 局	計	85,500,000	0	85,500,000
	財 務 局	計	117,919,284	0	117,919,284
	財 務 局	計	60,304	0	60,304
	財 務 局	計	122,008	0	122,008
	稅 關	計	182,312	0	182,312
	稅 關	計	364,958	0	364,958
	稅 關	計	193,001	0	193,001
	稅 關	計	557,959	0	557,959
	稅 關	計	1,566,463	0	1,566,463
	稅 關	計	120,226,018	0	120,226,018
文 部 省	大 藏 省	補 正 額 合 計	116,891	0	116,891
	大 藏 省	補 正 額 合 計	10,143,000	0	10,143,000
	大 藏 省	補 正 額 合 計	46,907,771	0	46,907,771
	大 藏 省	補 正 額 合 計	3,821,052	0	3,821,052
	大 藏 省	補 正 額 合 計	36,256,591	0	36,256,591
	大 藏 省	補 正 額 合 計	14,719,500	0	14,719,500
	大 藏 省	補 正 額 合 計	856,554	0	856,554
	大 藏 省	補 正 額 合 計	18,797,911	0	18,797,911
	大 藏 省	補 正 額 合 計	151,235,826	0	151,235,826
	大 藏 省	補 正 額 合 計	282,855,096	0	282,855,096
文 部 省	文 部 本 省 所 轄 機 關	計	1,465,491	0	1,465,491
	文 部 本 省 所 轄 機 關	計	2,464,257	0	2,464,257
	文 部 本 省 所 轄 機 關	計	3,929,748	0	3,929,748
	文 部 本 省 所 轄 機 關	計	2,612,791	0	2,612,791
	文 部 本 省 所 轄 機 關	計	465,546	0	465,546
	文 部 本 省 所 轄 機 關	計	2,516,856	0	2,516,856
	文 部 本 省 所 轄 機 關	計	2,516,856	0	2,516,856
	文 部 本 省 所 轄 機 關	計	2,516,856	0	2,516,856
	文 部 本 省 所 轄 機 關	計	2,516,856	0	2,516,856
	文 部 本 省 所 轄 機 關	計	2,516,856	0	2,516,856

厚 生 省	厚 生 省	文 部 省 所 管 補 正 額 合 計	計	
			厚 生 省	厚 生 省
	国立美術館施設費	404,099	0	404,099
	国立美術館施設費	2,485,771	0	2,485,771
	文化庁研究所施設費	270,824	0	270,824
	文化庁研究所施設費	322,241	0	322,241
	計	9,078,128	0	9,078,128
	計	295,862,972	0	295,862,972
	厚生省	1,221,551	0	1,221,551
	保健衛生施設整備費	3,271,891	0	3,271,891
	保健衛生施設整備費	9,346,253	0	9,346,253
	国立病院及療養所経営費	6,568,495	0	6,568,495
	国立病院及療養所施設費	7,009,535	0	7,009,535
	廃棄物処理事業災害対策費	128,188,664	0	128,188,664
	社会福祉施設整備費	1,927,044	0	1,927,044
	社会福祉施設整備費	25,790,454	0	25,790,454
	災害救助等諸費	46,579,249	0	46,579,249
	老人福祉費	1,071,969	0	1,071,969
	児童福祉費	11,335	0	11,335
	母子福祉費	604,291	0	604,291
	健康保険組合助成費	2,664,021	0	2,664,021
	国民健康保険助成費	20,470,000	0	20,470,000
	環境衛生施設整備費	15,826,867	0	15,826,867
	環境衛生施設災害復旧事業費	29,646,000	0	29,646,000
	計	300,197,619	0	300,197,619
	厚生省試験研究機関	507,567	0	507,567
	検疫所施設費	241,479	0	241,479
	国立らい療養所施設費	231,054	0	231,054

国立更生保護機関		国立更生保護所運営費	104,400	0	104,400
国立更生保護所施設費		計	14,677	0	14,677
計			119,077	0	119,077
厚生省所管補正額合計			301,296,796	0	301,296,796
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費	25,326	0	25,326
	農林水産本省	農林漁業金融費	136,539	0	136,539
	農林水産本省	農業振興費	2,400,000	0	2,400,000
	農林水産本省	農業構造改善対策費	2,000,000	0	2,000,000
	農林水産本省	農業構造改善対策費	8,006,000	0	8,006,000
	農林水産本省	食品流通等対策費	12,677	0	12,677
	農林水産本省	卸売市場施設整備費	5,629,000	0	5,629,000
	農林水産本省	風水害等対策費	1,439,809	0	1,439,809
	農林水産本省	海岸事業費	917,949	0	917,949
	農林水産本省	農業生産基盤整備事業費	10,644,000	0	10,644,000
	農林水産本省	農村整備事業費	12,357,922	0	12,357,922
	農林水産本省	農地等保全管理事業費	19,187,018	0	19,187,018
	農林水産本省	農業施設災害復旧事業費	13,588,000	0	13,588,000
	農林水産本省	農業施設災害復旧事業費	258,000	0	258,000
	農林水産本省	農業施設災害関連事業費	76,602,240	0	76,602,240
	計				
農林水産技術会議	農林水産業技術振興費	4,412,216	0	4,412,216	
	農林水産業技術振興施設費	13,239,784	0	13,239,784	
農林水産本省検査指導機関	計	17,652,000	0	17,652,000	
	農林水産本省検査指導所	411,845	0	411,845	
農林水産本省検査指導所施設費	農林水産本省検査指導所施設費	1,369,246	0	1,369,246	
	計	1,781,091	0	1,781,091	
地方農政局	地方農政局施設費	315,650	0	315,650	

	海岸事業工事諸費 地すべり対策事業工事諸費	51 982	0	51 982
林野庁施設費	計	316,683	0	316,683
林業振興費		142,832	0	142,832
治山事業費		2,700,000	0	2,700,000
森林開発公園事業助成費		14,311,000	0	14,311,000
造林事業費		1,902,000	0	1,902,000
造林事業費		2,208,000	0	2,208,000
林道事業費		4,053,000	0	4,053,000
森林開発公園事業費		923,000	0	923,000
山林施設災害関連事業費		901,000	0	901,000
計		27,140,832	0	27,140,832
水産庁施設費		399,421	0	399,421
水産振興費		683,333	0	683,333
海沿岸事業費		931,000	0	931,000
漁港漁村整備費		6,944,000	0	6,944,000
沿岸漁場整備開発事業費		325,000	0	325,000
漁港施設災害復旧事業費		430,000	0	430,000
計		9,712,754	0	9,712,754
農林水産省所管補正額合計		133,205,600	0	133,205,600
通商産業省	通商産業本省情報処理振興対策費	57,813,991	0	57,813,991
	繊維産業構造改善対策費	36,787,877	0	36,787,877
	計	71,548	0	71,548
	計	94,673,416	0	94,673,416
通商産業技術研究所	通商産業技術研究所	300,000	0	300,000
		54,268	0	54,268

平成7年度特別会計補正予算
算 総 則 補 正

第1条 次に掲げる各特別会計の平成7年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

法務省所管	登記簿整理基金
大蔵省所管	国債整理投資学校資金
文部省所管	産業立学病学院
厚生省所管	国立林野事業
農林水産省所管	国営土地改良事業
運輸省所管	国営港湾検査登録備
	空港自動車検査登録備
労働省所管	港働整備險備
建設省所管	治道労働路整備水

第2条 労働保険特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成7年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。

第4条 平成7年度特別会計予算総則第10条の各特別会計の借入金の限度額の表中

国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第5条第2項及び「国有林野事業改善特別措置法」第4条第4項	国有林野事業勘定	287,000,000千円
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第5条第2項及び「国有林野事業改善特別措置法」第4条第4項	国有林野事業勘定	288,200,000千円
国有土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項		68,200,000千円
国有土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項		69,600,000千円

第5条 平成7年度特別会計予算総則第19条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の表中

4 国有林野事業特別会計	287,000,000千円	0千円
4 国有林野事業特別会計	288,200,000千円	0千円
5 国営土地改良事業特別会計	68,200,000千円	0千円
5 国営土地改良事業特別会計	69,600,000千円	0千円
11 住宅金融公庫	9,989,400,000千円	639,500,000千円
11 住宅金融公庫	10,510,000,000千円	639,500,000千円
20 森林開発公団	20,100,000千円	0千円
20 森林開発公団	21,000,000千円	0千円
23 水資源開発公団	57,800,000千円	14,300,000千円
23 水資源開発公団	58,800,000千円	14,300,000千円
25 日本鉄道建設公団	76,500,000千円	30,000,000千円
25 日本鉄道建設公団	79,100,000千円	30,000,000千円

郵 政 省	海 上 保 安 庁	海 上 保 安 官 署 設 費	4,441,604	0	4,441,604	
		海 上 保 安 官 署 施 造 費	1,828,515	0	1,828,515	
		船 舶 建 造 費	7,775,758	0	7,775,758	
		航 路 標 識 整 備 事 業 費	283,597	0	283,597	
		航 路 標 識 整 備 事 業 工 事 諸 費	403	0	403	
		航 路 標 識 災 害 復 旧 事 業 費	304,306	0	304,306	
		航 路 標 識 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費	6,694	0	6,694	
		計	14,640,877	0	14,640,877	
		海 難 審 判 庁	5,502	0	5,502	
		海 難 審 判 官 署 設 費	288,226	0	288,226	
		計	4,513,519	0	4,513,519	
		運 輸 省 所 管 補 正 額 合 計	4,801,745	0	4,801,745	
		計	425,493,041	0	425,493,041	
郵 政 省	郵 政 本 省	郵 政 本 省 監 理 費	14,516,000	0	14,516,000	
		電 氣 通 信 監 理 施 設 費	1,166,147	0	1,166,147	
		電 氣 通 信 監 理 施 設 費	10,620	0	10,620	
		計	15,692,767	0	15,692,767	
		通 信 總 合 研 究 所	2,760,612	0	2,760,612	
		通 信 總 合 研 究 所 施 設 費	18,506,659	0	18,506,659	
		計	21,267,271	0	21,267,271	
		地 方 電 氣 通 信 監 理 局	58,943	0	58,943	
		地 方 電 氣 通 信 監 理 局 補 正 額 合 計	37,018,981	0	37,018,981	
		計	37,018,981	0	37,018,981	
		雇 用 保 險 庫 庫 負 担 金	10,539,496	0	10,539,496	
		建 設 本 省 施 設 費	3,915,782	0	3,915,782	
		計	841,811	0	841,811	

[illegible]

自治省	自治省 消防 自治省 所管 補正額 合計	地方交付税交付金		消防施設等整備費	
		37,760,000 15,244,118 53,004,118	△ 0 △	37,760,000 0 37,760,000	0 15,244,118 15,244,118
歳出補正額合計		2,763,822,392	△	37,760,000	2,726,062,392

丙号 繰越明許費補正

所管	組	織	事項	所管	組	織	事項
総理府	警察	庁	(項) 都道府県警察費補助のうち 都道府県警察施設災害復 旧費補助金	通商産業省	中小企業	庁	(項) 中小企業対策費のうち 中／小企業組合等共同施設 災害復旧費補助金
文部省	文部	本省	(項) 私立学校助成費のうち 私立学校建物其他災害復 旧費補助金 体育振興費のうち 公立社会体育施設災害復 旧費補助金	運輸省	運輸	本省	(項) 鉄道整備基金助成費のうち 鉄道施設災害復旧費補助 金 神戸港湾役機械災害復 旧費 神戸港埋頭公社港湾施 設災害復旧事業費
厚生省	厚生	本省	(項) 廃棄物処理事業災害対 策費 社会福祉費のうち 地方改善施設備災害復 旧費補助金 社会福祉施設等設備災害 復旧費補助金 社会福祉施設等設備災害 復旧費負担金	海上保安庁	保安	庁	(項) 航路標識災害復旧事業 費 航路標識災害復旧事業 工事諸費 住宅施設災害復旧事業 費 有料道路災害復旧事業 費
農林水産省	農林水産	本省	(項) 環境衛生施設災害復旧 事業費 風水害等対策費	建設省	建設	本省	(項) 消防施設等整備費のうち 消防施設災害復旧費 補助金

受託工事納付金収入	24,263,000	0	24,263,000
	78,098,215	0	78,098,215
	44,261,943	0	44,261,943
	3,334,911	0	3,334,911
	1,932,898	0	1,932,898
	1,631,922	0	1,631,922
	1,987,000	0	1,987,000
	24,263,000	0	24,263,000
	686,541	0	686,541
	78,098,215	0	78,098,215
業務取扱費	50,000	0	50,000
	4,892,000	0	4,892,000
	1,055,907	0	1,055,907
	4,892,000	0	4,892,000
	0	0	0
一般会計より受入	5,947,907	△ 1,055,907	4,892,000
	△ 1,055,907	△ 1,055,907	1,055,907
	△ 1,055,907	△ 1,055,907	1,055,907
	△ 1,055,907	△ 1,055,907	1,055,907
	△ 1,055,907	△ 1,055,907	1,055,907
労働省労働保険定出	19,907	0	19,907
	808,919	0	808,919
	4,982,307	0	4,982,307
	5,811,133	0	5,811,133
	5,811,133	0	5,811,133

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号 平成七年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書 平成七年度特別會計補正予算(特第1号)及び同報告書

平成七年度一般會計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、予算作成後に生じた事由により、歳出面において、緊急田高・経済対策の一環として、阪神・淡路大震災等関係経費のほか、緊急防災対策費、科学技術・情報通信振興特別対策費、田高対応中小企業等特別対策費、輸入促進関係経費及び規制緩和関係経費の追加を行っている。また、最近における新たな類型の犯罪に対応するための緊急犯罪対策費の追加及び税収の減少に伴う地方交付税交付金の減額に対し同額の地方交付税交付金の追加等を行っている。歳入面においては、阪神・淡路大震災への税制上の対応及び緊急田高・経済対策に盛り込まれた税制上の措置に伴い租税及印紙収入の減収を見込む一方、税外収入の増収を計上するとともに、公債金及び特例公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、一般会計における歳出の追加に関連して、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成七年度一般會計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入		
当初	七〇、九八七、一二〇百万円	
補正		
追加	二、八六四、〇六二百万円	
修正減少	一三八、〇〇〇百万円	
差引	二、七二六、〇六二百万円	
計	七三、七二三、一八三百万円	
歳出		
当初	七〇、九八七、一二〇百万円	
補正		
追加	二、七六三、八三二百万円	
修正減少	三七、七六〇百万円	
差引	二、七二六、〇六二百万円	
計	七三、七二三、一八三百万円	
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)		
歳入		
1 租税及印紙収入	△	一三八、〇〇〇百万円
2 雑収入		三八、〇六二百万円
3 公債金		二、八二六、〇〇〇百万円
(1) 公債金		二、二六二、二〇〇百万円
(2) 特別公債金		五八三、八〇〇百万円
計		二、七二六、〇六二百万円

歳出

1 阪神・淡路大震災等関係経費	一、四二九、二八五百万円
(1) 災害救助等関係経費	四七、三四九百万円
(2) 災害廃棄物処理事業費	一三八、一八九百万円
(3) 公共事業等の追加	一、〇七六、九六六百万円
ア 災害復旧等事業費	七一八、〇六三百万円
イ 一般公共事業関係費	二〇五、三八一百万円
ウ 施設費等	一五三、五二二百万円
(4) 災害関連融資関係経費	一三二、四五四百万円
(5) その他	五四、三七七百万円
2 緊急防災対策費	七九〇、〇二九百万円
3 科学技術・情報通信振興特別対策費	三三〇、五〇二百万円
4 田高対応中小企業等特別対策費	七〇、二七四百万円
5 輸入促進関係経費	五八、七七五百万円
6 規制緩和関係経費	二、七五八百万円
7 緊急犯罪対策費	三三、七九二百万円
8 国債整理基金特別会計へ繰入	二〇、六四七百万円
9 地方交付税交付金	
(1) 追加	三七、七六〇百万円
(2) 修正減少	三七、七六〇百万円
計	二、七二六、〇六二百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、新進党の加藤六月君外二名提出及び日本共産党の松本善明君外一名提出の「平成七年度一般会計補正予算(第1号)、平成七年度特別會計補正予算(特第1号)及び平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求める動議」は、いずれも否決された。

平成七年五月十八日

衆議院議長 土井たか子殿

予算委員長 佐藤 観樹

平成七年度特別會計補正予算(特第1号)

国会に提出する。

平成七年五月十五日

内閣総理大臣 村山 富市

治 水 勘 定 入	治 水 勘 出	他 会 計 よ り 受 入		他 会 計 よ り 受 入		歳 出 補 正 額		歳 出 補 正 額	
		地方公共団体工事費負担金収入	電気事業者等工事費負担金収入	一般会計より受入	地方公共団体工事費負担金収入	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額
				離島道路事業費	2,567,000	0	2,567,000		
				沖縄道路事業費	6,868,743	0	6,868,743		
				日本道路公団等事業助成費	37,580,000	0	37,580,000		
				有料道路整備等資金貸付金	3,400,000	0	3,400,000		
				道路事業工事諸費	89,693	0	89,693		
				歳 出 補 正 額	252,393,741	0	252,393,741		
				94,525,095	0	94,525,095			
				24,943,360	0	24,943,360			
				24,943,360	0	24,943,360			
				140,922	0	140,922			
				140,922	0	140,922			
				119,609,377	0	119,609,377			
				77,307,600	0	77,307,600			
				11,009,011	0	11,009,011			
				1,083,000	0	1,083,000			
				35,225	0	35,225			
				87,273	0	87,273			
				26,944,709	0	26,944,709			
				1,229,476	0	1,229,476			
				833,000	0	833,000			
				1,068,000	0	1,068,000			
				62,083	0	62,083			
				119,609,377	0	119,609,377			

に、		を	
28 農用地整備公団	13,200,000千円	0千円	
29 農用地整備公団	13,500,000千円	0千円	
に、		を	
39 社会福祉・医療事業団	307,200,000千円	0千円	
39 社会福祉・医療事業団	331,000,000千円	0千円	
に改める。			

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正 額			
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)	
法 務 省	登 記 入	他 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入 事 務 取 扱 費	1,173,262 1,173,262 1,176,635	0 0 0	1,173,262 1,173,262 1,176,635	
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金 入	他 会 計 より 受 入	他 会 計 より 受 入 国 債 整 理 基 金 支 出	20,674,636 20,674,636 20,674,636	0 0 0	20,674,636 20,674,636 20,674,636	
	産 業 投 資 勘 定 入	他 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入 産 業 投 資 支 出	1,700,000 1,700,000 1,700,000	0 0 0	1,700,000 1,700,000 1,700,000	
文 部 省	国 立 学 校 入	他 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	170,083,737 170,083,737	0 0	170,083,737 170,083,737	

[illegible]

官 報 (号 外)

歳 出	歳 入	歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 出	歳 入	歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額
一般會計より受入	一般會計より受入						
治山事業費	治山事業費	16,071,768	16,071,768	0	0	0	0
北海道治山事業費	北海道治山事業費	14,309,333	14,309,333	0	0	0	0
離島治山事業費	離島治山事業費	1,512,630	1,512,630	0	0	0	0
沖繩治山事業費	沖繩治山事業費	185,980	185,980	0	0	0	0
治山事業工事諸費	治山事業工事諸費	60,000	60,000	0	0	0	0
		3,825	3,825	0	0	0	0
歳出補正額	歳出補正額	16,071,768	16,071,768	0	0	0	0
国営土地改良事業	国営土地改良事業						
歳入	歳入						
一般会計より受入	一般会計より受入	6,370,000	6,370,000	0	0	0	0
借入金	借入金	6,370,000	6,370,000	0	0	0	0
		1,400,000	1,400,000	0	0	0	0
歳入補正額	歳入補正額	1,400,000	1,400,000	0	0	0	0
土地改良事業費	土地改良事業費	7,770,000	7,770,000	0	0	0	0
離島土地改良事業費	離島土地改良事業費	7,550,442	7,550,442	0	0	0	0
土地改良事業工事諸費	土地改良事業工事諸費	189,961	189,961	0	0	0	0
国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入	1,597	1,597	0	0	0	0
		28,000	28,000	0	0	0	0
歳出補正額	歳出補正額	7,770,000	7,770,000	0	0	0	0
運輸省	運輸省						
港湾整備勘定	港湾整備勘定						
歳入	歳入						
他会計より受入	他会計より受入	37,169,920	37,169,920	0	0	0	0
港湾管理者工事費負担金収入	港湾管理者工事費負担金収入	37,169,920	37,169,920	0	0	0	0
		16,665,295	16,665,295	0	0	0	0
受託工事納付金収入	受託工事納付金収入	16,665,295	16,665,295	0	0	0	0
		24,263,000	24,263,000	0	0	0	0

官 庁 官 費	41,602,717	0	41,602,717
治 水 事 業 費	82,472,000	0	82,472,000
急傾斜地崩壊対策等事業費	5,622,000	0	5,622,000
海岸事業費	3,890,600	0	3,890,600
海岸事業工事諸費	400	0	400
道路整備事業費	179,719,000	0	179,719,000
住宅建設等事業費	132,966,000	0	132,966,000
住宅対策諸費	11,319,000	0	11,319,000
市街地整備事業費	19,055,000	0	19,055,000
都市計画事業費	63,038,762	0	63,038,762
河川等災害復旧事業費	104,005,744	0	104,005,744
河川等災害復旧事業諸費	36,767	0	36,767
住宅施設災害復旧事業費	6,000,000	0	6,000,000
都市災害復旧事業費	2,072,000	0	2,072,000
有料道路災害復旧事業費	210,740,000	0	210,740,000
河川等災害関連事業費	11,533,233	0	11,533,233
計	878,830,816	0	878,830,816
国 土 地 理 院 費	1,073,141	0	1,073,141
国土地理院施設費	8,380,000	0	8,380,000
計	9,453,141	0	9,453,141
建設本省試験研究所	1,097,650	0	1,097,650
建設本省試験研究所施設費	7,695,700	0	7,695,700
計	8,793,350	0	8,793,350
地方建設局施設費	109,215	0	109,215
道路災害復旧事業工事諸費	669,256	0	669,256
都市公園事業工事諸費	238	0	238
計	778,709	0	778,709
建設省所管補正額合計	897,856,016	0	897,856,016

[illegible]

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	組 織	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 年 度	事 由
総 理 府	科 学 技 術 庁	理化学研究所出資 既 定 追 加 改 定	11,490,438 13,187,629 24,678,067	平 成 7 年 度 同 —	平成 7 年度以 降 4 箇年度以 内 平成 7 年度以 降 3 箇年度以 内 —	理化学研究所における大型放射光施設及び脳・神経科学総合研究施設の整備の資金に充てられたるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		日本原子力研究所出資 既 定 追 加 改 定	18,248,060 9,114,512 27,362,572	平 成 7 年 度 同 —	平成 7 年度以 降 4 箇年度以 内 平成 7 年度以 降 3 箇年度以 内 —	日本原子力研究所における大型放射光施設及び高温工学試験研究炉の整備の資金に充てられたるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
大 蔵 省	大 蔵 本 省	公務員宿舍建設 既 定 追 加 改 定	14,309,265 1,355,602 15,664,867	平 成 7 年 度 同 —	平成 7 年度及 び平成 8 年度 同 —	公務員宿舍の建設には、多くの日数を要するものがあるため
運 輸 省	海 上 保 安 庁	航空機購入 既 定 追 加 改 定 大型巡視船代船建造	4,747,276 4,374,294 9,121,570 7,148,317	平 成 7 年 度 同 — 平 成 7 年 度	平成 7 年度以 降 3 箇年度以 内 同 — 平成 7 年度以 降 3 箇年度以 内	警備紋縫用ヘリコプター2機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため 3,500 トン型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するため

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 負 担 年 度	事 由
労働省	労働保険 労働災害 労働福祉事業団出資	既 定 追 加 改 定	19,429,674 5,471,871 24,901,545	平成7年度 同	平成7年度及び 平成8年度 同	労働福祉事業団における青森労災病院の施設の復旧の資金に充てるための国の出資については、その復旧に多くの日数を要するものがあるため、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため

一 平成七年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、国立学校特別会計、道路整備特別会計等十三特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、労働保険特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国債整理基金特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)
当初 五七、八八七、八〇八 五三、三八七、八〇八

補正

追加 二〇、六七五 二〇、六七五
修正減少 二〇、六七五 二〇、六七五
差引 五七、九〇八、四八三 五三、四〇八、四八三

2 産業投資特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)
当初 六六、八九三 六六、八九三

補正

追加 一、七〇〇 一、七〇〇
修正減少 一、七〇〇 一、七〇〇
差引 六八、五九三 六八、五九三

計

国立学校特別会計 歳入(百万円) 歳出(百万円)
当初 二、五三六、四五七 二、五三六、四五七

3 国立学校特別会計

当初 二、五三六、四五七 二、五三六、四五七

補正

追加

修正減少 一七〇、〇三四 一七〇、〇三四
差引 一七〇、〇三四 一七〇、〇三四

4 国立病院特別会計

計

(1) 病院勘定 歳入(百万円) 歳出(百万円)
当初 五九九、二七五 五九九、二七五

補正

追加 一一、〇五七 一一、〇五七
修正減少 一一、〇五七 一一、〇五七
差引 六一〇、三三三 六一〇、三三三

(2) 療養所勘定

当初 四五〇、九一一 四五〇、九一一

補正

追加 二、五一一 二、五一一
修正減少 二、五一一 二、五一一
差引 四五三、四三三 四五三、四三三

計

5 国有林野事業特別会計 歳入(百万円) 歳出(百万円)
(1) 国有林野事業勘定 当初 五八七、三三四 五八七、三三四

5 国有林野事業特別会計

当初 五八七、三三四 五八七、三三四

8 労働保険特別会計 (1) 労災勘定 当初 二、一〇六、八七三 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 二、一〇六、八七三 (2) 雇用勘定 当初 三、〇九五、八〇七 補正 〇	7 空港整備特別会計 当初 四、八九二 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 四、八九二	6 港湾整備特別会計 当初 五五二、六〇九 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 五五二、六〇九	5 道路整備特別会計 当初 五、一八四、七三六 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 五、一八四、七三六	4 治水特別会計 当初 一、三八四、一八七 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 一、三八四、一八七	3 港灣整備特別会計 当初 五五二、六〇九 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 五五二、六〇九	2 治山勘定 当初 五八九、六三八 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 五八九、六三八	1 追加 修正減少 〇 差引 〇 計 〇	0 追加 修正減少 〇 差引 〇 計 〇

9 道路整備特別会計 当初 五、一八四、七三六 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 五、一八四、七三六	10 治水特別会計 当初 一、三八四、一八七 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 一、三八四、一八七	11 港灣整備特別会計 当初 五五二、六〇九 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 五五二、六〇九	12 労働保険特別会計 当初 二、一〇六、八七三 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 二、一〇六、八七三	13 空港整備特別会計 当初 四、八九二 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 四、八九二	14 港灣整備特別会計 当初 五五二、六〇九 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 五五二、六〇九	15 治山勘定 当初 五八九、六三八 補正 〇 追加 〇 修正減少 〇 差引 〇 計 五八九、六三八	16 追加 修正減少 〇 差引 〇 計 〇	17 追加 修正減少 〇 差引 〇 計 〇

以上のはかに、登記特別会計、国営土地改良事業特別会計及び自動車検査登録特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、新進党の加藤六月君外二名提出及び日本共産党の松本善明君外一名提出の「平成七年度一般会計補正予算(第1号)、平成七年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

平成七年五月十八日

衆議院議長 土井たか子殿

予算委員長 佐藤 親樹

平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)

国会に提出する。

平成七年五月十五日

内閣総理大臣 村山 富市

平成7年度政府関係機関補正予算

予算総則補正

第1条 次に掲げる各政府関係機関の平成7年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

住宅金融公庫
中小企業信用保険公庫

第2条 平成7年度政府関係機関予算総則第2条第1項の各公庫の借入金等の限度額の表中

住宅金融公庫	政府からの借入金	10,605,600,000 千円
	政府以外の者からの借入金	473,600,000
	住宅金融公庫財形住宅債券	
	イ 政府引受債	23,300,000
	ロ イ以外のもの	143,183,000
	住宅金融公庫住宅宅地債券	114,220,000

を

住宅金融公庫	政府からの借入金	11,126,200,000 千円
	政府以外の者からの借入金	473,600,000
	住宅金融公庫財形住宅債券	

に改める。

第3条 「国民金融公庫法」第5条第1項ただし書の規定により平成7年度において国民金融公庫がその資本金を増加することができる金額は、24,900,000 千円とする。

第4条 平成7年度政府関係機関予算総則第4条の各公庫の保険契約等の限度額の表中

中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」 第18条第2項	貸付金の総額	573,300,000
	「機械類信用保険法」第7条	保険価額の総額	1,907,000,000
		保険価額の総額	20,980,000,000千円

を

中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」 第18条第2項	「機械類信用保険法」第7条	保険価額の総額	21,840,000,000千円
			貸付金の総額	628,800,000
			保険価額の総額	1,907,000,000

に改める。

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補正額			
			追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	額(千円)
住宅金融公庫収入	事業益金	事業益金	5,507,813	0	5,507,813	5,507,813
		事業益金	5,507,813	0	5,507,813	5,507,813
		事業益金	6,419,000	0	6,419,000	6,419,000
		事業益金	6,419,000	0	6,419,000	6,419,000
住宅金融公庫支出	事業損失	一般会計より受入収入補正額	11,926,813	0	11,926,813	11,926,813
		事業損失	11,926,813	0	11,926,813	11,926,813
		事業損失	13,335,504	0	13,335,504	13,335,504

中小企業信用保険公庫		保 險 料 収 入		保 險 料 収 入		保 險 料 収 入	
収	入	保 險 料 収 入	回 収 金	保 險 料 収 入	回 収 金	保 險 料 収 入	回 収 金
2,267,417	0	2,267,417	0	2,267,417	0	2,267,417	0
478,105	0	478,105	0	478,105	0	478,105	0
602,775	0	602,775	0	602,775	0	602,775	0
3,348,297	0	3,348,297	0	3,348,297	0	3,348,297	0
7,376,342	0	7,376,342	0	7,376,342	0	7,376,342	0

平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、国民金融公庫、住宅金融公庫及び中小企業信用保険公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国民金融公庫

阪神・淡路大震災による被災中小企業者の経営安定等を図るとともに緊急円高・経済対策の一環として、中小企業者の金融の円滑化を図るため、融資を行うこととしたことによる一般会計からの出資金の受入れに伴い、予算総則において同公庫が資本金を増加することができる金額を二百四十九億円とすることとしている。

2 住宅金融公庫

	収 入(百万円)	支 出(百万円)
当初	三、七〇六、二三九	三、八五七、九一二
補正		
追加	一一、九二七	一一、三三六
修正減少	〇	〇
差引	一一、九二七	一一、三三六
計	三、七一八、一六六	三、八七一、二四七

3 中小企業信用保険公庫

	収 入(百万円)	支 出(百万円)
当初	三〇五、五三四	三五六、五九〇
補正		
追加	三、三四八	七、三七六
修正減少	〇	〇
差引	三、三四八	七、三七六
計	三〇八、八八二	三六三、九六六

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、新進党の加藤六月君外二名提出及び日本共産党の松本善明君外一名提出の「平成七年度一般会計補正予算(第1号)、平成七年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

衆議院議長 土井たか子殿

予算委員長 佐藤 観樹

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

平成七年度一般會計補正予算(第一号)、平成七年度特別會計補正予算(特第一号)及び平成七年度政府関係機関補正予算(機第一号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

平成七年度一般會計補正予算(第一号)、平成七年度特別會計補正予算(特第一号)及び平成七年度政府関係機関補正予算(機第一号)について、政府はこれを撤回し、左記の要領により速やかに組替えを行い、再提出することを要求する。

平成七年五月十八日

提出者

米沢 隆 中野 寛成

西岡 武夫 山田 英介

加藤 六月 草川 昭三

森本 晃司 岡島 正之

木幡 弘道

賛成者

安倍 基雄 外百十名

記

一 平成七年度補正予算の編成替えを求める理由
一時、回復の兆しが見えていた景気は、超円高の進行によって再び悪化の方向に転じている。円相場がこれ以上の高騰または現在の水準で推移した場合、企業活動への打撃はもちろん国民生活に対しても多大な影響を与えるものと考えざるを得ない。この解決のためには、あらゆる手段によって思い切った施策を講じる必要がある。とりわけ、重要なことは当面の景気対策としてわが国の経済改革につながるような財政の出動を行うことである。また、いまだに四万人近い人々が避難所生活をおくる阪神淡路大震災の復旧・復興は、焦眉の急を要する課題である。

然るに、平成七年度補正予算における政府の対策は、その柱とされる緊急円高・経済対策、阪神淡路大震災の復旧・復興、全国の防災対策

平成七年度一般會計補正予算(第一号)、平成七年度特別會計補正予算(特第一号)及び平成七年度政府関係機関補正予算(機第一号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

など、いずれも極めて不十分な内容と規模であり、ましてや今わが国に最も必要な経済の構造改革を志向する措置でもない。

また、今回の補正予算は、わが党が、去る二月二十五日に提出した阪神淡路大震災の復旧・復興を中心とした平成七年度当初予算の組替え動議、さらには、三月二十八日、四月十八日に行つた二度の円高・経済対策の緊急提言等の内容についても十分に措置されていない。海外紙が「何もしない、何もできない村山政権」と酷評しているように、村山政権に対する内外からの不信任が超円高の直接的原因であることを、政府は、この際、深刻に認識すべきである。

よって、政府は提出した平成七年度補正予算について、以下のように全体の内容を改め、次の重点項目によって施策の充実を図るべきである。

二 予算組替えの重点事項及び財源
△歳出▽

1 災害救助等関係経費 三、一〇〇億円
生活福祉資金貸付制度等の拡充、臨床心理士の派遣等被災住民の「心のケア」対策、災害復旧貸付制度の無担保超低利及び全額利子補給の創設、ふるさと復興のための職業安定所機能の充実強化等、入学科・授業料の減免、奨学金の助成、避難場所となった被災児童の受け入れ校への助成、被災地の学校教職員定数の弾力運用への助成等を中心に事業費を追加すること。

2 災害廃棄物処理事業費 二、五〇〇億円
ガレキ等を埋立て等によって処理するための事業費を追加すること。

3 防災関連対策費 二、一〇〇億円
救急医療体制の整備、災害発生対処に係る調査費、映像電送装置等の自衛隊への災害対策装置及び器材の追加設置、救援飛行艇の消防庁への導入及び改良、被災想定・自治体中核機能など地域防災計画の見直し等、抜本的

防災都市づくりのための耐震基準の見直しに係る調査費等の事業費を追加すること。

4 中小事業等関係経費 一兆円
景気低迷、超円高が中小企業に与える影響に鑑み、国民金融公庫、中小企業金融公庫など中小企業関連の政府系金融機関の既存の貸付けに係る金利を軽減するための経費を追加すること。

5 公共事業等関係経費 九兆四、五〇九億円
以下の事業費を追加すること。

(1) 防災関連公共事業 一兆五、〇〇〇億円
橋梁・老朽校舎・避難所等の補修、建築物の耐震性強化、ゼロメートル地帯防災対策等、崖崩れ及び住宅の液状化対策の調査費等。

(2) 一般公共事業・施設等整備費 六兆三、〇〇〇億円
一般道路の整備、治山治水・砂防事業、関西国際空港の全体構想及び中部新国際空港等の構想の促進、新幹線の整備五線全線フル規格化の推進、国際港湾コンテナパールの大幅増設、下水道の普及促進、簡易排水、集落排水の拡充等、自衛隊など公務員合宿舎等の建て替え、輸入住宅など公営住宅の建設促進等の事業費を追加すること。

また、国公私立大学・大学院の研究施設等、学術・教育・基礎研究の充実、融資拡充等による住宅建設の拡大、鉄道・高速道路の補強対策等への助成など国民の安心・安全の街づくり対策、学校等の避難場所のネットワーク整備、地下鉄等へのカメラ配備、国道地下への駐車場の建設等の事業費を追加すること。

(3) 震災復旧・復興事業費 一兆三、五〇九億円
神戸市復興計画・兵庫フェニックス計画支援、神戸港の港湾整備・埠頭公社の整備

備、河川の復旧・復興、下水道の復旧整備、漁港施設及び農地・農業用施設、卸売市場整備、農林漁業共同施設等の復旧等。

(4) 施設等災害復旧費 三、〇〇〇億円
学校、鉄道、福祉施設、官庁等の整備。

6 緊急輸入措置等 一兆円
円高差益の還元や内外価格差の是正に資するため、石油輸入・備蓄、金及びレアメタル、長距離輸送機等の輸入促進等の経費を追加すること。

7 新技術等開発・整備費 一兆円
大学・国立研究所等における超伝導・新材料・遺伝子生命科学等の先端的研究の推進、光エレクトロニクス・バイオテクノロジー等の共同研究の推進、研究分野・医療福祉分野における情報化の推進、過疎地等の情報基盤整備、過疎地等の移動通信網の整備、情報通信を活用した遠隔地ビジネスセンターの整備、マルチメディア映像ソフト技術開発センター整備等の事業費を追加すること。

8 地方交付税交付金の減少 九、六〇〇億円
(1) 地方交付税交付金の減少 四〇〇億円
制度改正に伴う減少。 一兆円

(2) 財政支援の追加
低迷する景気並びに政府の無策による急激な超円高の地方経済・財政に及ぼす影響への緊急財政支援措置として、すべての自治体に各三億円を配分する経費を追加すること。

9 既定経費の節減 七、〇〇〇億円
地価及び工事価格の下落に伴う予算単価の縮減、並びに金利引き下げに伴う国債利払い費の圧縮。

10 予備費の減額 二、〇〇〇億円
合計 一三兆二、八〇九億円

△歳入▽
1 租税及び印紙収入 一、四〇〇億円

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

2 雑収入	四〇〇億円
3 公債金収入	一三兆三、八〇九億円
(1) 四公債	九兆四、五〇九億円
(2) 特例公債	三兆九、三〇〇億円
合計	一三兆二、八〇九億円

介護休業等に関する法律案
右の議案を提出する。

平成七年三月十三日

提出者

松岡清壽男

河上 軍雄

榊屋 敬悟

賛成者

海部 俊樹外五十一名

大野由利子

北橋 健治

介護休業等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第四条)	
第二章 介護休業(第五条―第十条)	
第三章 事業主が講ずべき措置(第十一条―第十六条)	
第四章 対象労働者等に対する支援措置	
第一節 国等による援助(第十七条―第二十一条)	
第二節 指定法人(第二十一条―第三十八条)	
第五章 雑則(第三十九条―第五十四条)	
附則	
第一章 総則	

第一条 この法律は、介護休業に関する制度を設けるとともに、家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活と

の両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「家族」とは、配偶者、子、父母若しくは配偶者の父母又はその他の同居の親族をいう。

2 前項の配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、同項の子及び父母には、縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含むものとする。

3 この法律において「介護休業」とは、労働者が、この法律で定めるところにより、その要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態をいう。以下同じ。)にある家族の介護を行うためにする休業をいう。

(基本的理念)

第三条 この法律の規定による家族の介護を行う労働者等の福祉の増進は、これらの者がそれぞれ職業生活の全期間を通じてその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むとともに、介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることをその本旨とする。

2 家族の介護を行うための休業をする労働者は、その休業後における就業を円滑に行うことができるよう必要な努力をするようにしなければならない。

(関係者の責務)

第四条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前条に規定する基本的理念に従って、家族の介護を行う労働者(第四章において「対象労働者」という。)等の福祉を増進するように努めなければならない。

第二章 介護休業

(介護休業の申出)

第五条 労働者(日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条から第十二条までにおいて同じ。)は、その事業主に申し出ることににより、介護休業をすることができ、ただし、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業を開始した日に介護していた家族でその日から継続して要介護状態にあるものについては、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項本文の規定による申出(以下「休業申出」という。)は、労働省令で定めるところにより、当該休業申出に係る家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は介護休業をすることをとする一の期間について、その初日(以下「休業開始予定日」という。)及び末日(以下「休業終了予定日」という。)とする日を明らかにし、しなければならない。

(休業申出があつた場合における事業主の義務等)

第六条 事業主は、労働者からの休業申出があつたときは、当該休業申出を拒むことができない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち介護休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの休業申出があつた場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者
二 前号に掲げるもののほか、介護休業をすることができないこととするに於いて合理的な理由があると認められる労働者として労働省令で定めるもの

労働省令で定めるもの

2 前項ただし書の場合において、事業主はその休業申出を拒まれた労働者は、前条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

3 事業主は、労働者からの休業申出があつた場合において、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日(当該休業申出があつた日の翌日から起算して二週間を経過する日(以下この項において「二週間経過日」という。))前日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日(当該休業申出があつた日までに、労働省令で定める事由が生じた場合にあつては、当該二週間経過日前の日で労働省令で定める日)までの間のいずれかの日を当該休業開始予定日として指定することができる。

(休業開始予定日の変更の申出等)

第七条 休業申出をした労働者は、その後当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日(前条第三項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。)の前日までに、同条第三項の労働省令で定める事由が生じた場合には、その事業主に申し出ることににより、当該休業申出に係る休業開始予定日を一回に限り当該休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 事業主は、前項の規定による労働者からの申出があつた場合において、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日(当該申出があつた日の翌日から起算して二週間を経過する日(以下この項において「二週間経過日」という。))前日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日から当該期間経過日(その日が当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされてい

た日(前条第三項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。)以後の日である場合にあつては、当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされた日(その日の間のいずれかの日を当該労働者に係る休業開始予定日として指定することができる。)

3 休業申出をした労働者は、労働省令で定める日までにその事業主に申し出るにより、当該休業申出に係る休業終了予定日を一回に限り当該休業終了予定日とされた日以後の日に変更することができる。

(休業申出の撤回等)

第八条 休業申出をした労働者は、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日(第六条第三項又は前条第二項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては当該事業主の指定した日、同条第一項の規定により休業開始予定日が変更された場合にあつてはその変更後の休業開始予定日とされた日。第三項、次条第一項及び第十三条第一項において同じ。)の前日までは、当該休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定による休業申出の撤回がなされた場合において、当該撤回に係る家族で当該休業申出があつた日から継続して要介護状態にあるものについての休業申出については、当該撤回後になされる最初の休業申出を除き、事業主は、第六条第一項の規定にかかわらず、これを拒むことができる。

3 休業申出がされた後休業開始予定日とされた日の前日までに、家族の死亡その他の労働者が当該休業申出に係る家族の介護を行わないこととなつた事由として労働省令で定める事由が生じたときは、当該休業申出は、されなかつたものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

(介護休業期間)

第九条 休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができる期間(第三項において「介護休業期間」という。)は、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日から休業終了予定日とされた日(その日の当該休業開始予定日とされた日(次の各号のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に定める日とし、当該各号のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める日のいずれか早い日とする。))の翌日から起算して一年を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日(以下この項において「一年経過日」という。))第三項において同じ。までの間とする。ただし、一年経過日が当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日より前の日であるときは、当該労働者は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができる。

一 当該労働者が、家族について第五条第一項ただし書の労働省令で定める特別の事情のある場合に同条の規定により再度の休業申出をする場合、最初の介護休業に係る休業開始予定日とされた日

二 当該労働者に関して当該休業申出に係る要介護状態にある家族のために第十三条第一項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であつて労働省令で定めるものが既に講じられている場合、当該措置のうち当該要介護状態について最初に講じられた措置の初日

2 この条において、休業終了予定日とされた日とは、第七条第三項の規定により当該休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の休業終了予定日とされた日をいう。

3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第一項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第二号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日)に終了する。

一 休業終了予定日とされた日の前日までに、家族の死亡その他の労働者が休業申出に係る家族の介護を行わないこととなつた事由として労働省令で定める事由が生じたこと。

二 休業終了予定日とされた日までに、休業申出をした労働者について、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項に規定する育児休業をする期間又は新たな介護休業期間が始まつたこと。

4 前条第三項後段の規定は、前項第一号の労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第十条 事業主は、労働者が休業申出をし、又は介護休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他労働省令で定める不利益な取扱いをしてはならない。

第三章 事業主が講ずべき措置

(介護休業に関する定め等の措置)

第十一条 事業主は、介護休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

一 労働者の介護休業中における待遇に関する事項

二 介護休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 事業主は、労働者が休業申出をしたときは、労働省令で定めるところにより、当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示しなければならない。

(雇用管理等に関する措置)

第十二条 事業者は、休業申出及び介護休業後に

おける就業が円滑に行われるようにするため、介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、介護休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、介護休業をした労働者が業務に復帰したときは、その賃金、配置、昇進等に関する処遇について、同一の事業所における同種の労働者との均衡を失ふことのないよう適切な配慮をするよう努めなければならない。

(勤務時間の短縮の措置等)

第十三条 事業主は、その雇用する労働者(日々雇用される者を除く。以下この条及び次条において同じ。)のうち、その要介護状態にある家族の介護を行う労働者に関して、労働省令で定めるところにより、一の継続する要介護状態(当該労働者が、当該家族に係る一の継続する要介護状態について介護休業をしたことがある場合にあつては、当該要介護状態について開始された最初の介護休業に係る休業開始予定日とされた日から、同日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間)以上の期間における勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある家族の介護を行うことを容易にするための措置を講じなければならない。

2 第十条の規定は、前項の措置が講じられた場合について準用する。

(介護休業の制度等に準ずる措置)

第十四条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族の介護を行う労働者に関して、介護休業の制度又は前条第一項の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(再雇用特別措置等)

第十五条 事業主は、介護を理由として退職した

者(以下「介護退職者」という。)について、必要に応じて、再雇用特別措置(介護退職者であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。第十七条第一項及び第二十五条第一項第一号において同じ。)その他これに準ずる措置を実施するように努めなければならない。

(指針)

第十六条 労働大臣は、第十一条から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第四章 対象労働者等に対する支援措置

第一節 国等による援助

(事業主等に対する援助)

第十七条 国は、対象労働者、家族の介護を行うこととなる労働者及び介護退職者(以下「対象労働者等」という。)の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るため、事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

2 国は、前項の給付金の支給その他の必要な援助を行うに当たっては、同項の事業主のうち中小企業者として労働省令で定めるものに対し、特別の配慮をするものとする。

(相談、講習等)

第十八条 国は、対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者に対して、これらの者の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるものとする。

するものとする。

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

(再就職の援助)

第十九条 国は、介護退職者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に關連して実施されるように配慮するとともに、介護退職者の円滑な再就職を図るため必要な援助を行うものとする。

(勤労者家庭支援施設)

第二十条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設を設置するように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設は、対象労働者等に対して、職業生活と家庭生活との両立に關し、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等対象労働者等の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

4 国は、地方公共団体に対して、勤労者家庭支援施設の設置及び運営に關し必要な助言、指導その他の援助を行うことができる。

(勤労者家庭支援施設指導員)

第二十一条 勤労者家庭支援施設には、対象労働者等に対する相談及び指導の業務を担当する職員(次項において「勤労者家庭支援施設指導員」という。)を置くように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから選任するものとする。

第二節 指定法人

(指定等)

第二十二条 労働大臣は、対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、第二十四条に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に關する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、対象労働者等の福祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

第二十三条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

(業務)

第二十四条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 対象労働者及び介護退職者の職業生活及び家庭生活に關する調査研究を行うこと。

二 対象労働者及び介護退職者の職業生活及び家庭生活に關する情報及び資料を総合的に収集し、並びに対象労働者等、事業主その他の関係者に対して提供すること。

三 次条第一項に規定する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、対象労働者等の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(指定法人による福祉関係業務の実施)

第二十五条 労働大臣は、指定法人を指定したときは、指定法人に第十七条から第二十条までに規定する国の行う業務のうち次の各号に掲げる業務(以下「福祉関係業務」という。)の全部又は一部を行わせるものとする。

一 対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者の雇用管理並びに再雇用特別措置に關する技術的事項について、事業主その他の関係者に対し、相談その他の援助を行うこと。

二 第十七条第一項の給付金であつて労働省令で定めるものを支給すること。

三 対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者に対し、これらの者の職業生活と家庭生活との両立に關して必要な相談、講習その他の援助を行うこと。

四 介護退職者に対し、再就職のための援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

2 前項第二号の給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 指定法人は、福祉関係業務の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。指定法人が当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により指定法人に行わせる福祉関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第二十六条 指定法人は、福祉関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が福祉関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(福祉関係給付金の支給に係る労働大臣の認可)

第二十七条 指定法人は、福祉関係業務のうち第二十五条第一項第二号に係る業務(次条及び第三十四条において、「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら同号の給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

(報告)

第二十八条 指定法人は、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

第二十九条 指定法人は、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予

算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第三十条 指定法人は、福祉関係業務を行う場合には、福祉関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第三十一条 国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、福祉関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第三十二条 この節に定めるもののほか、指定法人が福祉関係業務を行う場合における指定法人の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員を選任及び解任)

第三十三条 指定法人の役員を選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 指定法人の役員が、この節の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十四条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、指定法人に対し、その役員を選任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員は、指定法人に在籍する者とする。)

第三十四条 給付金業務に従事する指定法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第三十五条 労働大臣は、第二十四条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十六条 労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、第二十四条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十七条 労働大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十一条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第二十三条第一項の条件に違反したとき。

五 第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで福祉関係業務を行つたとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定法人が福祉関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があるとき、当該福祉関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとする場合における当該福祉関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 雑則

(介護休業取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例)

第三十九条 認定中小企業団体の構成員たる中小企業者が、当該認定中小企業団体をして介護休業(これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。)をする労働者の当該介護休業をする期間について当該労働者の業務を処理するために必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定中小企業団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十七条第一項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法

二 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法

二 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法

二 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

わなかつた者

三 第三十九条第五項において準用する職業安定法第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十二条 第三十九条第五項において準用する職業安定法第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第三十九条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 第二十七条の規定により労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした指定法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二章、第十一条から第十四条まで、第三十九条から第四十二条まで、第四十九、五十、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の各条は、平成八年四月一日から施行する。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)第一条第三項に規定する介護休業をした期間

第三十九条第七項中「期間及びを」期間、「に改め、」育児休業をした期間の下に「及び介護休業等に関する法律第二条第三項に規定する介護休業をした期間」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の十八の次に次の一号を加える。

二十の十九 介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)

(育児休業等に関する法律の一部改正)

第四条 育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「休業する期間」の下に「介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)第二条第三項に規定する介護休業をする期間」を加える。

(船員法の一部改正)

第五条 船員法の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「及び」の下に「介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)第二条第三項に規定する介護休業をした期間並びに」を加える。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)第二条第三項に規定する介護休業

(運輸省設置法の一部改正)

第七條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十四号の二の四の次に次の一号を加える。

二十四の二の五 介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)に基づいて、船員に關して事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めること。

第五十七條第一項中「及び育児休業等に関する法律」を、「育児休業等に関する法律及び介護休業等に関する法律」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第八條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)の施行に関すること。

三十四の三 介護休業等に関する法律第二十条の指定法人の監督に関すること。

第五條第四十一号の二の次に次の二号を加える。

四十一の三 介護休業等に関する法律に基づいて、事業主が講ずべき措置についての指針並びに勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

四十一の四 介護休業等に関する法律に基づいて、指定法人を指定し、及びこれに對し、認可その他監督を行うこと。

第十條第一項中「及び阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就

労促進に関する特別措置法」を、「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法及び介護休業等に関する法律」に改める。

理 由

我が国における急速な高齢化の進展に伴い、家族の介護の問題が労働者の職業生活と家庭生活との両立を図る上で重大な問題となつていくことにかんがみ、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るため、介護休業に関する制度等を設けるとともに、家族の介護を行う労働者等に対する必要な支援措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百五億円の見込みである。

介護休業等に関する法律案(松岡満壽男君外四名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い、家族の介護の問題が労働者の職業生活と家庭生活との両立を図る上で重大な問題となつていくことにかんがみ、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るため、介護休業に関する制度を設けるとともに、家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、家族の介護を行う労働者等に対する必要な支援措置等を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 介護休業制度

(一) 労働者は、期間を明らかにして事業主に申し出るにより、連続する一年の期間内において、要介護状態(負傷、疾病又は

身体上若しくは精神上の障害により、労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態をいう。以下同じ。）にある家族の一の継続する要介護状態に一回の介護休業をすることができるとし、事業主は、介護休業を理由として労働者に対して解雇その他労働省令で定める不利益な取扱いをしてはならないものとする。

2 事業主は、介護休業に關して、あらかじめ、休業中の待遇、休業後の労働条件等に関する事項を定め、これを周知させるための措置を講じなければならないものとし、復帰の際の処遇について、同種の労働者との均衡を失ふることのないよう適切な配慮をするように努めなければならないものとする。

(一) 事業主は、要介護状態にある家族の介護を行う労働者に關して、当該家族の一の継続する要介護状態に、介護休業期間と合わせて連続する一年の期間以上の期間において、勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないものとし、当該措置に基づき勤務時間の短縮等を理由として労働者に対して解雇その他労働省令で定める不利益な取扱いをしてはならないものとする。

(二) 事業主は、要介護状態にある家族の介護を行う労働者に關して、当該家族の一の継続する要介護状態に、介護休業期間と合わせて連続する一年の期間以上の期間において、勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないものとし、当該措置に基づき勤務時間の短縮等を理由として労働者に対して解雇その他労働省令で定める不利益な取扱いをしてはならないものとする。

(三) 事業主は、家族の介護を行う労働者に關して、介護休業制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(四) 事業主は、介護を理由として退職した者（以下「介護退職者」という。）について、必要に応じ、再雇用特別措置等を実施するよう努めなければならないものとする。

(五) 労働大臣は、(一)から(四)までの事業主が講ずべき措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

3 家族の介護を行う労働者等に対する支援措置

(一) 国は、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続、再就職の促進を図るため、事業主等に対して、相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができるものとし、その際、中小企業者に対して特別の配慮をするものとする。

(二) 国は、家族の介護に係る労働者に対して、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるものとし、地方公共団体は、国の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(三) 国は、介護退職者に対して、円滑な再就職を図るために必要な援助を行うものとする。

(四) 地方公共団体は、家族の介護を行う労働者等に関し勤務者家庭支援施設を設置するよう努めなければならないものとし、国は、その設置及び運営に關し必要な援助を行うことができるものとする。

(五) 労働大臣は、公益法人を指定して、(一)から(四)までの国の行う業務の全部又は一部を行わせるものとする。

4 介護休業取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例

一定の基準に合致すると認定された事業協同組合等が、その構成員たる中小企業者の委託を受けて、介護休業取得者の業務を処理するものとする。

るために必要な労働者を募集する場合は、屈出制にするものとする。

5 介護休業給付の支給

国等は、家族の介護を行うための休業をする労働者に対して、介護休業給付を支給するものとし、介護休業給付の支給要件及び額その他支給に關し必要な事項は、別に法律で定めるものとする。

6 社会保険料の免除

家族の介護を行うための休業をする労働者が休業期間中に負担すべき社会保険の保険料の額等については、別に法律で定めるところにより、免除するものとする。

7 適用除外

1、2、3の(一)及び4は、国家公務員及び地方公務員に關しては適用しないものとする。

8 施行期日

この法律は、平成七年十月一日から施行するものとする。ただし、1、2の(一)から(三)まで、4、5及び6については、平成八年四月一日から施行するものとする。

二 議案の否決理由

我が国における急速な高齢化の進展に伴い、家族の介護の問題が労働者の職業生活と家庭生活との両立を図る上で重大な問題となつていくことにかんがみ、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るため、介護休業に関する制度等（連続する一年の期間内、平成八年四月一日施行等）を設けるとともに、家族の介護を行う労働者等に対する必要な支援措置等を講じようとするものであるが、妥当でないものと認め、本案は、否決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百五億円の見込みである。

四 国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見

見聴取

国会法第五十七條の三の規定に基づき、内閣を代表して浜本労働大臣より「政府としては、反対である旨の意見が述べられた。」右報告する。

平成七年五月十六日

労働委員長 笹山 登生
衆議院議長 土井たか子殿

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成七年二月八日

内閣総理大臣 村山 富市

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

(育児休業等に関する法律の一部改正)

第一条 育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 育児休業（第五条―第十条）

第三章 事業主が講ずべき措置（第十一条―第十六条）

第四章 対象労働者等に対する支援措置

第一節 国等による援助（第十七条―第二十一条）

第二節 指定法人（第二十一条―第三十八条）

第五章 雑則（第三十九条―第五十二条）

附則

第一章 総則

第一条中「ことにより、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、もって労働者を」とは、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者に改める。

第十七条の見出しを「(公務員に関する特例)」に改め、同条中「この法律を」第二章、第三章、第十七条、第三十九条、第四十条、第四十二条、前条、次条、第四十八条及び第五十条の規定に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四十六条とする。

2 国家公務員及び地方公務員に関しては、第十九条中「育児等退職者」とあるのは「育児等退職者(第十五条に規定する育児等退職者をいう。以下同じ。)」と、第二十条第二項中「対象労働者等」とあるのは「対象労働者等(第十七条に規定する対象労働者等をいう。以下同じ。)」とする。

第十六条中「船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員を」(船員等)に、「第二十条、第三十条第一項第二号及び第三号並びに第三項、第四十条、第五十条第二項及び第三項、第六十条第一号及び第三号並びに第三項、第八十条第一項第三号及び第二項、第十号、第十二条第三項、第十四条、第二号及び第三号並びに第三項、第七号、第八号第二項及び第三項、第九号第二項第一号及び第三項、第十一号第一項第三号及び第二項、第十三号、第十四号第二項に」、「第六号第二項第三号」を「第九号第二項第三号」に、「第十二号及び第十四号」を「第十六号及び第四十一条から第四十三条までの規定」に、「第十二条第三項中」を「第四十一条第二項中」に、「第十四条中」を「第四十三条中」、「第十三条並びに第二十五条

第一項第二号及び第二項の労働者」とあるのは「並びに第十三条の運輸省令」とに改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第四十五条とする。

第二十一条から第四十条まで及び第四十七条から第五十二条までの規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八号第一項に規定する船員にならうとする者及び船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(次項において「船員等」という。)に関しては、適用しない。

第十五条を第四十四条とする。

第十四条中「第二号第一項、第三号第一項第二号及び第三号並びに第三項、第四号第二項及び第三項、第五号第二項及び第三項、第六号第二項第一号及び第三号並びに第三項、第七号第二項及び第三項、第八号第二項及び第三項、第九号第二項第一号、第十三号並びに第二十五条第一項第二号及び第二項に」、「第十二号第一項」を「第十六号」に改め、同条を第四十三条とする。

第十三条を削る。

第十二条第一項中「第八号」を「第十一号」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十六条とし、同条の次に次の一章並びに章名及び四号を加える。

第四章 対象労働者等に対する支援措置

第一節 国等による援助

(事業主等に対する援助)

第十七条 国は、対象労働者、子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者及び育児等退職者(以下「対象労働者等」という。)の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るため、事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者の雇用される事業所における雇用管理、再

雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

(相談、講習等)

第十八条 国は、対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者に対して、これらの者の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

(再就職の援助)

第十九条 国は、育児等退職者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するとともに、育児等退職者の円滑な再就職を図るために必要な援助を行うものとする。

(勤労者家庭支援施設)

第二十条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設を設置するように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設は、対象労働者等に対して、職業生活と家庭生活との両立に関し、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等対象労働者等の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労者家庭支援施設を設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

4 国は、地方公共団体に対して、勤労者家庭支援施設を設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うことができる。

(勤労者家庭支援施設指導員)

第二十一条 勤労者家庭支援施設には、対象労働者等に対する相談及び指導の業務を担当する職員(次項において「勤労者家庭支援施設指導員」という。)を置くように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから選任するものとする。

第二節 指定法人

(指定等)

第二十二条 労働大臣は、対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、第二十四条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、対象労働者等の福祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び住所並びに事務所所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならぬ。

(指定の条件)
第二十三条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することが出来る。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(業務)
第二十四条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 対象労働者及び育児等退職者の職業生活及び家庭生活に関する調査研究を行うこと。

二 対象労働者及び育児等退職者の職業生活及び家庭生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに対象労働者等、事業主その他の関係者に対して提供すること。

三 次条第一項に規定する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、対象労働者等の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(指定法人による福祉関係業務の実施)
第二十五条 労働大臣は、指定法人を指定したときは、指定法人に第十七条から第二十条までに規定する国の行う業務のうち次の各号に掲げる業務(以下「福祉関係業務」という。)の全部又は一部を行わせるものとする。

一 対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者の雇用管理及び再雇用特別措置に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対し、相談その他の援助を行うこと。

二 第十七条の給付金であつて労働省令で定めるものを支給すること。

三 対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者に対し、これらの者の職業生活と家庭生活との両立に関して必要な相談、講習その他の援助を行うこと。

四 育児等退職者に対し、再就職のための援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

2 前項第二号の給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 指定法人は、福祉関係業務の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。指定法人が当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により指定法人に行わせる福祉関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)
第二十六条 指定法人は、福祉関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が福祉関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(福祉関係給付金の支給に係る労働大臣の認可)
第二十七条 指定法人は、福祉関係業務のうち第二十五条第一項第二号に係る業務(次条及び第三十四条において「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら同号の給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

(報告)
第二十八条 指定法人は、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(事業計画等)
第二十九条 指定法人は、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)
第三十条 指定法人は、福祉関係業務を行う場合には、福祉関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)
第三十一条 国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、福祉関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)
第三十二条 この節に定めるもののほか、指定法人が福祉関係業務を行う場合における指定

法人の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員を選任及び解任)
第三十三条 指定法人の役員を選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 指定法人の役員が、この節の規定(当該規定に基づき命令及び処分を含む。)若しくは第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十四条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員は公務員たる性質)
第三十四条 給付金業務に従事する指定法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)
第三十五条 労働大臣は、第二十四条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要限度において、指定法人に対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)
第三十六条 労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、第二十四条に規定する業務に関し監督

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五〇

上必要な命令をすることができ。

(指定の取消し等)

第三十七條 労働大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十二條第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第二十四條に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四條に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第二十三條第一項の条件に違反したとき。

五 第二十六條第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで福祉関係業務を行ったとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十四條に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による福祉関係業務の実施)

第三十八條 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは福祉関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定法人が福祉関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該福祉関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により

行っている福祉関係業務を行わないものとする場合における当該福祉関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 雑則

(育児休業等取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例)

第三十九條 認定中小企業団体の構成員たる中小企業者が、当該認定中小企業団体をして育児休業(これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。)又は介護休業(事業主が、その雇用する労働者の申出により、当該労働者がその家族の介護のため一定期間休業することを認める措置をいう。以下この項において同じ。)をする労働者の当該育児休業又は介護休業をする期間について当該労働者の業務を処理するために必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定中小企業団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十七條第一項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第二條第一項に規定する中小企業者をいう。

二 認定中小企業団体 中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律第二條第二項に規定する事業協同組合等であつて、その構成員たる中小企業者に対し、第十二條の事業主が講ずべき措置その他に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき労働大臣がその定める基準により適当であると認定したものをいう。

3 労働大臣は、認定中小企業団体が前項第二号の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同号の認定を取り消すことができる。

4 第一項の認定中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で労働省令で定めるものを労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十八條第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第四十條及び第四十一條の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九條第一項及び第五十條第一項の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十九條第二項の規定は前項の実施状況の調査について、同法第三項の規定はこの項において準用する同法第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十八條第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは、「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児休業法」という。)第三十九條第四項の届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一條中「第三十六條又は第三十七條第一項」とあるのは、「育児休業法第三十九條第四項」と、「同法第二項」とあるのは、「第三十七條第二項」と読み替へるものとする。

6 前二項に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

7 労働大臣は、認定中小企業団体に對し、第二項第二号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第四十條 公共職業安定所は、前条第四項の規

定により労働者の募集に従事する認定中小企業団体に對して、雇行情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(調査等)

第四十一條 労働大臣は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、これらの者の雇管理、職業能力の開発及び向上その他の事項に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に對して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第四十二條 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に對して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することができる。

第十一條を第十四條とし、同条の次に次の一條を加える。

(再雇用特別措置等)

第十五條 事業主は、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者(以下「育児等退職者」という。)について、必要に応じ、再雇用特別措置(育児等退職者であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることとの希望を有する旨の申出をしていいたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。

第十七条及び第二十五条第一項第一号において同じ。その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。

第十条を第十三条とし、第九条を第十二条とし、第八条を第十一条とし、第七条を第十条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 事業主が講ずべき措置

第六条第一項中「第四条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条を第九条とする。

第五条第一項中「第三条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条第二項中「第二条第一項本文」を「第五条第一項本文」に改め、同条を第八条とする。

第四条を第七条とし、第三条を第六条とする。

第二条第一項中「日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条から第九条までにおいて同じ。」及び「労働者が、この法律に定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するためにする休業をいう。以下同じ。」を削り、同条を第五条とする。

第一条の次に次の三条及び章名を加える。
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業 労働者(日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。第五
条から第十二条までにおいて同じ。)が、第
二章に定めるところにより、その一歳に満
たない子を養育するためにする休業をい
う。

二 家族 配偶者(婚姻の届出をしていない
が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
を含む。以下この号において同じ。)、父
母、子、配偶者の父母その他労働省令で定
める親族をいう。

(基本的理念)

第三条 この法律の規定による子の養育又は家
族の介護を行う労働者等の福祉の増進は、こ
れらの者がそれぞれ職業生活の全期間を通じ
てその能力を有効に発揮して充実した職業生
活を営むとともに、育児又は介護について家
族の一員としての役割を円滑に果たすことが
できるようにすることをその本旨とする。

2 子の養育又は家族の介護を行うための休業
をする労働者は、その休業後における就業を
円滑に行うことができるよう必要な努力をす
るようしなければならない。

(関係者の責務)

第四条 事業主並びに国及び地方公共団体は、
前条に規定する基本的理念に従って、子の養
育又は家族の介護を行う労働者(第四章にお
いて「対象労働者」という。)等の福祉を増進す
るよう努めなければならない。

第二章 育児休業

本則に次の六条を加える。

(罰則)

第四十七条 第三十九条第五項において準用す
る職業安定法第五十条第一項の規定による業
務の停止の命令に違反して、労働者の募集に
従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円
以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、六
月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処す
る。

一 第三十九条第四項の規定による届出をし
ないで、労働者の募集に従事した者

二 第三十九条第五項において準用する職業
安定法第三十八条第二項の規定による指示
に従わなかった者

三 第三十九条第五項において準用する職業
安定法第四十条又は第四十一条の規定に違
反した者

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、二

十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の規定による報告をせず、又
は虚偽の報告をした者

二 第三十五条第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の
規定による立入り若しくは検査を拒み、妨
げ、若しくは忌避した者

第五十条 第三十九条第五項において準用する
職業安定法第四十九条第一項の規定による報
告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同
項の規定による臨検若しくは検査若しくは第
三十九条第五項において準用する同法第四
十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、
若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に
処する。

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人
の代理人、使用人その他の従業者が、その法
人又は人の業務に関し、前四条の違反行為を
したときは、行為者を罰するほか、その法人
又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十二条 第二十七条の規定により労働大臣
の認可を受けなければならない場合におい
て、その認可を受けなかったときは、その違
反行為をした指定法人の役員は、二十万円以
下の過料に処する。

(育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の
福祉に関する法律の一部改正)

第二条 育児休業等育児又は家族介護を行う労働
者の福祉に関する法律の一部を次のように改正
する。

題名を次のように改める。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護
を行う労働者の福祉に関する法律

目次中「第三章 事業主が講ずべき措置(第十
四章 対象労働者等に対する支援
措置」を「第三章 介護休業(第十
四章 対象労働者等に対する支援
措置」を「第五章 対象労働者等に対する支援
措置」に改める。

一条(第十八条)
き措置(第十七条、第二十二條)に、「第十七
条(第二十一條)を「(第二十三條、第二十七
條)に、「(第二十一條、第三十八條)を「(第二
十八條、第四十四條)に、「第五章 雑則(第三
十九條、第五十二條)を「第六章 雑則(第四
十五條、第五十八條)に改める。

第一条中「育児休業」の下に「及び介護休業」
を、「ともに、子の養育」の下に「及び家族の介
護」を加える。

第二条第一号中「第五条から第十二条まで」を
「以下この条及び第五条から第十八条まで」に改
め、同条第二号中「配偶者婚姻の届出をしてい
ないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
を含む。以下この号において同じ。」、父母、
子、配偶者の父母」を「対象家族」に改め、同号
を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号
を加える。

二 介護休業 労働者が、第三章に定めると
ころにより、その要介護状態にある対象家
族を介護するためにする休業をいう。

三 要介護状態 負傷、疾病又は身体上若し
くは精神上の障害により、労働省令で定め
る期間にわたり常時介護を必要とする状態
をいう。

四 対象家族 配偶者(婚姻の届出をしてい
ないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ
る者を含む。以下この号及び第五十二條第
三項(同条第六項において準用する場合を
含む。))において同じ。)、父母及び子(これ
らの者に準ずる者として労働省令で定める
ものを含む。))並びに配偶者の父母をいう。

第四条中「第四章」を「第五章」に改める。
第五条第二項中「休業申出」を「育児休業申出」
に、「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」
に、「休業終了予定日」を「育児休業終了予定日」
に改める。

第七條の見出し中「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改め、同条第一項中「休業申出」を「育児休業申出」に、「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改め、同条第二項中「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改め、同条第三項中「休業申出」を「育児休業申出」に、「休業終了予定日」を「育児休業終了予定日」に改める。

第八條の見出し中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第一項中「休業申出」を「育児休業申出」に、「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改め、同条第二項中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第三項中「休業申出」を「育児休業申出」に、「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改める。

第九條第一項中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、「(次項の下に)及び第十五條第三項第二号」を加え、「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に、「休業終了予定日」を「育児休業終了予定日」に改め、同條第二項中「休業終了予定日」を「育児休業終了予定日」に、「休業申出」を「育児休業申出」に、「ついでを」ついでに改め、「休業する期間」の下に、第十五條第一項に規定する介護休業期間を加える。

第十條中「休業申出」を「育児休業申出」に改める。

第五十二條中「第二十七條」を「第三十三條」に改め、同條を第五十八條とする。

第五十一条を第五十七条とする。

第五十条中「第三十九条第五項」を「第四十五条第五項」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十九条中「第二十八条」を「第三十四条」に、「第三十五条第一項」を「第四十一条第一項」

に改め、同条を第五十五条とする。

第四十八條中「第三十九條第四項」を「第四十
五條第四項」に、「第三十九條第五項」を「第四十
五條第五項」に改め、同條を第五十四條とす
る。

第四十七條中「第三十九條第五項」を「第四十
五條第五項」に改め、同條を第五十三條とす
る。

第四十六條第一項中、「第三章、第十七條第三十九條、第四十條、第四十一條」を「第四章まで、第二十三條、第四十五條、第四十六條、第四十八條」に、「第四十八條及び第五十條を」「第五十四條及び第五十六條」に改め、同條第二項中「第十九條を」「第二十五條」に、「第十五條を」「第二十一條」に、「第二十條第二項」を「第二十六條第二項」に、「第十七條を」「第二十三條」に改め、同條に次の四項を加え、同條第五十二條とする。

不登三・金

3 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百四十一号。以下この項において「給特法」という。))の適用を受ける国家公務員(常時勤務することとを要しない国家公務員を除く。))は、給特法第四条に規定する主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「主務大臣等」という。))の承認を受けて、当該国家公務員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二三条第三号の労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条において「要介護家族」という。))の介護をするため、休業をすることが出来る。

4 前項の規定により休業をすることができるときは、要介護家族の各々が同項に規定する要介護を必要とする一の継続する状態ごとに、継続する三月の期間内において必要と認められる期間とする。

5 主務大臣等は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。

6 前三項の規定は、地方公務員法昭和二十五年法律第二百六十一号第四条第一項に規定する職員（非常勤職員を除く。）がその要介護家族の介護をするための休業について準用する。この場合において、第三項中「給特法第四条に規定する主務大臣又は政令の定める」ところによりその委任を受けた者（以下「主務大臣等」という。）とあるのは「地方公務員

法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第六條
第一項に規定する任命権者又はその委任を受
けた者(地方教育行政の組織及び運営に関す
る法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三
十七條第一項に規定する県費負担教職員につ
いては、市町村の教育委員会。以下同じ。)
と、第五項中「主務大臣等」とあるのは「地方
公務員法第六條第一項に規定する任命権者又
はその委任を受けた者」と読み替えるものと
する。

第四十五條第一項中「第二十二條から第四十條まで及び第四十七條から第五十二條まで」を「第二十八條から第四十六條まで及び第五十三條から第五十八條まで」に改め、同條第二項中「第二條第二号」を「第二條第三号から第五号まで」に改め、「第六條第一項第二号及び第三号」の下に「（第十二條第二項において準用する場合

を含む。」を、「第七条」の下に、「第十三条において準用する場合を含む。」を、「第八条第二項及び第三項」の下に、「第十四条第三項において準用する場合を含む。」を加え、「第十一条第一項第三号及び第二項、第十三条、第四十二条第二項」を、「第十一条、第十二条第三項、第十五条第一項、第三項第一号及び第四項、第十七条第

一項第三号及び第二項、第十九条、第四十八条第二項に、「第十八条及び第四十一条から第四十三条まで」を、「第十五条第三項第二号中「労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第二十二條及び第四十七條から第四十九條まで」に、「第四十二條第二項中」を、「第四十八條第二項中」に、「第四十三條中」、第十三條並びに第二十五條第一項第二号及び第二十二項を、「第四十九條中」、第十九條並びに第十三條十一條第一項第二号及び第二項に、「第十三條の」を、「第十九條の」に改め、同條を第五十一條とする。

第四十四条を第五十条とする。

第四十三條中「第二條第二項」を「第二條第三號から第五號まで」に改め、「第六條第一項第二號及び第三號」の下に「(第十二條第二項において準用する場合を含む。)」を、「第七條第二項及び第三項」の下に「(第十三條において準用する場合を含む。)」を、「第八條第二項及び第三項」の下に「(第十四條第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第十三條並びに第二十五條第一項第二號及び第二項」を「第十一條第一項、第十二條第三項、第十五條第一項第二號及び第三項第一號、第十九條並びに第三十一條第一項第二號及び第二項」に、「第十六條」を「第二十二條」に改め、同條を第四十九條とする。

第四十二條を第四十八條とし、第四十一條を第四十七條とし、第四十條を第四十六條とする。

第三十九條第一項中「これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。」又は介護休業（事業主が、その雇用する労働者の申出により、当該労働者がその家族の介護のため一定期間休業することを認める措置をいう）を、又は介護休業（これらに準ずる休業を含む）に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十八条」に改め、同

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

日)に終了する。

一 介護休業終了予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡その他の労働者が介護休業申出に係る対象家族を介護しないこととなった事由として労働省令で定める事由が生じたこと。

二 介護休業終了予定日とされた日まで、介護休業申出をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は新たな介護休業期間が始まったこと。

4 第八条第三項後段の規定は、前項第一号の労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

(解雇の制限)
第十六条 第十条の規定は、介護休業申出及び介護休業について準用する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二項並びに附則第三条、第五条、第九条、第十一条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条及び第二十条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

(労働基準法の一部改正)
第二条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」に改める。

第三十九条第七項中「育児休業等に関する法律第二条第一項を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」に改める。

第十二条第三項第四号を次のように改める。

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業(同法第五十一条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する介護をするための休業を含む。)第三十九条第七項において同じ)をした期間

第三十九条第七項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)
第四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十八の次に次の一号を加える。

二十の十九 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)

第五条 社会保険労務士法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十九を次のように改める。

二十の十九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)
(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正)
第六条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

第二十四条及び第二十五条 削除
第三十条及び第三十一条を次のように改める。

第三十条及び第三十一条 削除
第三十五条中、「第二十五条」を削る。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を第二十条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十六条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

3 平成七年十月一日から平成十一年三月三十一日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十六条」とあるのは、「第一条の規定による改正後の育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十条」とする。

(船員法の一部改正)
第八条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第一項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第二号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前

三項において「介護休業期間」という)は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日(その日が当該介護休業開始予定日とされた日(次の各号のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に定める日)とし、当該各号のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める日)のいずれか早い日とする。)の翌日から起算して三月を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日(以下この項において「三月経過日」という)。第三項において同じ)までの間とする。ただし、三月経過日が当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日より前の日であるときは、当該労働者は、第十一条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

一 当該労働者が、対象家族について第十一条第一項ただし書の労働省令で定める特別の事情のある場合に同条の規定により介護休業申出をする場合 当該対象家族について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日

二 当該労働者に関して当該介護休業申出に係る対象家族のために第十九条第二項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であつて労働省令で定めるものが既に講じられている場合 当該措置のうち最初に講じられた措置の初日

2 この条において、介護休業終了予定日とされた日とは、第十三条において準用する第七條第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日という。

第七十四条第四項中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」に改める。

第九条 船員法の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項に規定する育児休業等」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項に規定する育児休業又は同条第二項に規定する介護休業(同法第五十二条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する介護をするための休業を含む。)」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第十条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第一号を次のように改める。

一 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項に規定する育児休業(同法附則第二条に規定する事業所の労働者に係る育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)第一条の規定による改正前の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する育児休業に相当する休業を含む。)

第十一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中の「業務に従事しなかつた期間」の下に「及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二項に規定する介護休業により当該業務に従事しなかつた

期間」を加え、同条第四項第一号中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十二条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日

(健康保険法等の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六号

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十号ノ二

三 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第四条第一項第二十四号の二の四及び第五十七号第一項

第十四条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 健康保険法第七十六号

二 船員保険法第六十号ノ二

三 運輸省設置法第四条第一項第二十四号の二の四及び第五十七号第一項

(私立学校教職員共済組合法等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項に、「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第十四条第二項第二号及び第二十八号第二項

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百一十一号)第七條第四項及び第五項

三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第七十條の二及び第四百四條の二

四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十条第一項及び第二項

第十六条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 私立学校教職員共済組合法第十四条第二項第二号及び第二十八号第二項

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七條第四項及び第五項

三 地方公務員等共済組合法第七十條の二及び第四百四條の二

四 地方公務員の育児休業等に関する法律第十四条第一項及び第二項

(厚生年金保険法等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」に改める。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)第八十二條の二

二 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第十四条第二項第二号

三 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)第六十八條の二

第十八条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 厚生年金保険法第八十二條の二

二 農林漁業団体職員共済組合法第十四条第二項第二号

三 国家公務員等共済組合法第六十八條の二

(労働省設置法の一部改正)

第十九条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号中「育児休業等に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十四の二 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十二條の指定法人の監督に関すること。

第五條第四十一号中、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針並びに働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準を「及び事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針」に改め、同条第四十一号の二の次に次の二号を加える。

四十一の三 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づいて、事業主が講ずるべき措置についての指針並びに労働者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

四十一の四 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づいて、指定法人を指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

平成七年五月十八日 衆議院会議録第二十八号

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五六

第十条第一項中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律を」、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律及び育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に改める。

第二十条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四十条第三十四号中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改め、同条第三十四号の二中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十一条」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十八条」に改める。

第五十条第四十一号の三及び第四十一号の四並びに第十条第一項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

理由

少子・高齢化の急速な進展、核家族化に伴い、家族介護の問題が、育児の問題とともに労働者がその職業生活と家庭生活との両立を図る上で重大な問題となっていること、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るため、介護休業に関する制度等を設けるとともに、必要な支援措置を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、少子・高齢化の急速な進展、核家族

化等に伴い、家族介護の問題が、育児の問題とともに労働者がその職業生活と家庭生活との両立を図る上で重大な問題となっていること、にかんがみ、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るため、介護休業に関する制度等を設けるとともに、必要な支援措置等を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 題名の改正

法律の題名を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(第一次改正)」に、さらに「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(第二次改正)」に改めるものとする。

2 目的の改正

この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とするものとする。

3 介護休業制度の創設

(一) 労働者は、期間を明らかにして事業主に申し出ることに、連続する三月の期間内において、要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。以下同じ。)にある対象家族一人につき一回の介護休業をすることができるとし、事業主は、介護休業を理由として労働者を解雇することができないものとする。

(二) この法律において「対象家族」とは、配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母及び子(これらの者に準ずる者として労働省令で定めるものを含む。)並びに配偶者の父母をいうものとする。

4 事業主が講ずべき措置の改正

(一) 事業主は、育児休業及び介護休業に関し、あらかじめ、労働者の休業中の待遇、休業後の労働条件等に関する事項を定め、これを周知させるための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(二) 事業主は、要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者に関し、介護休業期間と合わせて連続する三月の期間以上の期間において、勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないものとする。

(三) 事業主は、家族の介護を行う労働者に関し、介護休業制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(四) 事業主は、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者(以下「育児等退職者」という。)について、必要に応じ、再雇用特別措置等を実施するよう努めなければならないものとする。

(五) 労働大臣は、(一)から(四)までの事業主が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

5 育児又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置の整備

(一) 国は、育児又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続、再就職の促進を図るため、事業主等に対して相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができるものとする。

(二) 国は、育児又は家族の介護に係る労働者に対して、その職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるものとし、地方公共団体は、国の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(三) 国は、育児等退職者に対して、円滑な再就職を図るために必要な援助を行うものとする。

(四) 地方公共団体は、育児又は家族の介護を行う労働者等に関し勤務者家庭支援施設を設置するように努めなければならないものとし、国は、その設置及び運営に関し必要な援助を行うことができるものとする。

(五) 労働大臣は、公益法人を指定して、(一)から(四)までの国の行う業務の全部又は一部を行わせるものとする。

6 育児休業又は介護休業を取得する労働者の代替要員に関する委託募集の特例

一定の基準に合致すると認定された事業協同組合等が、その構成員たる中小企業者の委託を受けて育児休業又は介護休業を取得する労働者の代替要員の募集を行う場合は、雇出制にするものとする。

7 公務員に対する特例の整備

(一) 3、4、5の(一)及び6は、国家公務員及び地方公務員に関しては適用しないものとする。

(二) 国営企業に勤務する国家公務員及び地方公務員は、その任命権者の承認を受けて、一定範囲の家族を介護するため、その介護を必要とする一の継続する状態に、連続する三月の期間内において必要と認められる期間休業をすることができるとすること。

第四十六条第一項中、第三章、第十七条、第三十九条、第四十条、第四十二条を「から第

四章まで、第二十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条に、「第四十八条及び第五十条を」第五十四条及び第五十六条に改め、同条第二項中「第十九条を」第二十五条に、「第十五条を」第二十一条に、「第二十條第二項」を「第二十六条第二項」に、「第十七條を」第二十三条に改め、同条に次の四項を加え、同条を第五十一条とする。

3 国の経営する企業に勤務する職員^{の給与等}に関する特例法(昭和二十九年法律第四百一十一号。以下この項において「給特法」という。)の適用を受ける国家公務員(常時勤務することとを要しない国家公務員を除く。)は、給特法第四条に規定する主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「主務大臣等」という。)の承認を受けて、当該国家公務員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条において「要介護家族」という。)の介護をするため、休業をすることができ。

4 前項の規定により休業をすることができる期間は、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間とする。

5 主務大臣等は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があったときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。

6 前三項の規定は、地方公務員法昭和二十五年法律第二百六十一号第四条第一項に規定する職員（非常勤職員を除く。）がその要介護家族の介護をするための休業について準用

する。この場合において、第三項中「給特法第四條に規定する主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「主務大臣等」という。）」とあるのは、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十一号）第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第五項中「主務大臣等」とあるのは、「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と読み替えるものとする。

第四十五條第一項中「第二十二條から第四十
條まで及び第四十七條から第五十二條まで」を
「第二十八條から第四十六條まで及び第五十三
條から第五十八條まで」に改め、同條第二項中
「第二條第二号」を「第二條第三号から第五号ま
で」に改め、「第六條第一項第二号及び第三号」
の下に「(第十二條第二項において準用する場合
を含む。）」を、「第七條」の下に「(第十三條にお
いて準用する場合を含む。）」を、「第八條第二項
及び第三項」の下に「(第十四條第三項において
準用する場合を含む。）」を加え、「第十一條第一
項第三号及び第二項、第十三條、第四十二條第
二項」を「第十一條、第十二條第三項、第十五條
第一項、第三項第一号及び第四項、第十七條第
一項第三号及び第二項、第十九條、第四十八條
第二項」に、「第十六條及び第四十一條から第四
十三條まで」を「第十五條第三項第二号中「労働
基準法第六十五條第一項若しくは第二項の規定
により休業する」とあるのは「船員法第八十七條
第一項若しくは第二項の規定により作業に従事
しない」と、第二十二條及び第四十七條から第
四十九條まで」に、「第四十二條第二項中を「第
四十八條第二項中」に、「第四十三條中」、第
十三條並びに第二十五條第一項第二号及び第二

項」を、「第四十九条中」、「第十九条並びに第三十一条第一項第二号及び第二項」に、「第十三条の」を「第十九条の」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十四条を第五十条とする。

第四十三条中「第二条第二号」を「第二条第三号から第五号まで」に改め、「第六条第一項第二号及び第三号」の下に「(第十二条第二項において準用する場合を含む。)」を、「第七条第二項及び第三項」の下に「(第十三条において準用する場合を含む。)」を、「第八条第二項及び第三項」の下に「(第十四条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第十三条並びに第二十五条第一項第二号及び第二項」を「第十一条第一項、第十二条第三項、第十五条第一項第二号及び第三項第一号、第十九条並びに第三十一条第一項第二号及び第二項」に、「第十六条を、第二十二條」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十二条を第四十八条とし、第四十一条を第四十七条とし、第四十条を第四十六条とし、

第三十九条第一項中「これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。」又は介護休業（事業主が、その雇用する労働者の申出により、当該労働者がその家族の介護のため一定期間休業することを認める措置をいう）を「又は介護休業（これらに準ずる休業を含む）」に改め、同条第二項中「第十二条を「第十八条」に改め、同条第五項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児休業法」という。第三十九条第四項を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。第四十五条第四項」に、「育児休業法第三十九条第四項」を「育児・介護休業法第四十五条第四項」に改め、同条を第四十五条とする。

「第五章 雑則」を「第六章 雑則」に改める。

第四章第二節中第三十八条を第四十四条とする。

第三十七条第二項中「第二十二條第一項」を「第二十八條第一項」に、「第二十四條を第三十條」に、「第二十三條第一項」を「第二十九條第一項」に、「第二十六條第一項」を「第三十二條第一項」に改め、同條第二項中「第二十四條」を「第三十條」に改め、同條を第四十三條とする。

第三十八條中「第二十四條」を「第三十條」に改め、同條を第四十二條とする。

第三十五条第一項中「第二十四条」を「第三十条」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十四条を第四十条とする。

第三十三條第二項中「第二十六條第一項」を「第三十二條第一項」に、「第二十四條」を「第三十條」に改め、同條を第三十九條とする。

第三十二條を第三十八條とし、第二十八條から第三十一條までを六條ずつ繰り下げる。

第二十七條中「第二十五條第一項第二号」を「第三十一條第一項第二号」と、「第三十四條を

「第四十条」に改め、同条を第三十三条とする。
第二十六条を第三十二条とする。
第二十五条第一項中「第十七条から第二十条

まで」を「第二十三條から第二十六條まで」に、
「第十七條の」を「第二十三條の」に改め、同條を
第三十一條とする。

第二十四条を第三十条とし、第二十三条を第二十九条とする。

第二十二條第一項中「第二十四条」を「第三十

条」に改め、同条を第二十八条とする。

第四章第一節中第二十一条を第二十七条とし、第十七条から第二十条までを六条ずつ繰り

「第四章 対象労働者等に対する支援措置を
「第五章 対象労働者等に対する支援措置」に改
める。

第十六条中「第十一条」を「第十七条」に改め、第三章中同条を第二十二条とする。

第十五条中「第十七条及び第二十五条第一項

第一号」を「第二十三条及び第三十一条第一項第一号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十四条の見出し中「労働者」を「労働者等」に改め、同条中「前条を」前条第一項に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十条とする。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業の制度又は前条第二項に定める措置に準じて、必要措置を講ずるよう努めなければならない。

第十三条に次の一項を加え、同条を第十九条とする。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者に関して、労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく連続する三月の期間（当該労働者が、当該対象家族について介護休業をしたことがある場合にあつては、当該対象家族について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から、同日の翌日から起算して三月を経過する日までの期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間）以上の期間における勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならない。

第十二条中「休業申出及び育児休業を」を「育児休業申出及び介護休業申出並びに育児休業及び介護休業を」に改め、同条を第十八条とする。

第十一条の見出し中「育児休業を」を「育児休業等」に改め、同条第一項中「育児休業の下に」及び「介護休業を加え、同条第二項中「休業申出」を「育児休業申出又は介護休業申出」に改め、同条を第十七条とする。

第三章 事業主が講ずべき措置を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。
第二章の次に次の一章を加える。

第三章 介護休業

（介護休業の申出）

第十一条 労働者は、その事業主に申し出ることににより、介護休業をすることができる。ただし、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業を開始した日に介護していた対象家族については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項本文の規定による申出（以下「介護休業申出」という。）は、労働省令で定めるところにより、介護休業申出に係る対象家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は当該対象家族に係る介護休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日を明らかにし、しなければならない。（介護休業申出があつた場合における事業主の義務等）

第十二条 事業主は、労働者からの介護休業申出があつたときは、当該介護休業申出を拒むことができない。

2 第六条第一項ただし書（第二号を除く。）及び第二項の規定は、労働者からの介護休業申出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項ただし書」とあるのは「第十二条第二項において準用する第六条第一項ただし書」と、前条第一項本文」とあるのは「第十一条第一項本文」と読み替へるものとする。

3 事業主は、労働者からの介護休業申出があつた場合において、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があつた日の翌日から起算して二週間を経過する日（以下この項において「二週間経過日」という。）の前日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該介護休業開始

始予定日とされた日から当該二週間経過日までの間のいずれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。

（介護休業終了予定日の変更の申出）

第十三条 第七條第三項の規定は、介護休業終了予定日の変更の申出について準用する。

第十四条 介護休業申出をした労働者は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日（第十二条第三項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては、当該事業主の指定した日。第三項において準用する第八條第三項、次条第一項及び第十九条第二項において同じ。）の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定による介護休業申出の撤回がなされた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出については、当該撤回後になされる最初の介護休業申出を除き、事業主は、第十二条第一項の規定にかかわらず、これを拒むことができる。

3 第八條第三項の規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同項中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替へるものとする。

第十五条 介護休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができる期間（第三項において「介護休業期間」という。）は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日（その日が当該介護休業開始予定日とされた日（次の各号のいずれかに該当する場合にあっては当該各号に定める日とし、当該各号のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める日のいずれか早い日とする。）の翌日から起算して三月を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日（以下この項

において「三月経過日」という。）第三項において同じ。）までの間とする。ただし、三月経過日が当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日より前の日であるときは、当該労働者は、第十一条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

一 当該労働者が、対象家族について第十一条第一項ただし書の労働省令で定める特別の事情のある場合に同条の規定により介護休業申出をする場合 当該対象家族について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日

二 当該労働者に関して当該介護休業申出に係る対象家族のために第十九条第二項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であつて労働省令で定めるものが既に講じられている場合 当該措置のうち最初に講じられた措置の初日

2 この条において、介護休業終了予定日とされた日とは、第十三条において準用する第七條第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日をいう。

3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第一項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第二号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

一 介護休業終了予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡その他の労働者が介護休業申出に係る対象家族を介護しないこととなつた事由として労働省令で定める事由が生じたこと。

二 介護休業終了予定日とされた日までに、介護休業申出をした労働者について、労働基準法第六十五條第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六〇

は新たな介護休業期間が始まったこと。

4 第八條第三項後段の規定は、前項第一号の労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

(解雇の制限)

第十六條 第十條の規定は、介護休業申出及び介護休業について準用する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二條並びに附則第三條、第五條、第九條、第十一條、第十三條第十四條第十六條、第十八條及び第二十條〇の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

(第二條の規定の施行期日の措置)

第二條 事業主は、第二條の規定の施行前においても、可能な限り速やかに、同条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の例による介護休業の制度を設けることとし、同法第十九條第二項の規定の例による措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(検討)

第三條 政府は、第二條の規定の施行後適宜な時期において、介護休業の制度の実施状況、介護休業中における待遇の状況その他の同条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行状況、公的介護サービスの状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、家族を介護する労働者の福祉の増進の観点から同法に規定する介護休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(労働基準法の一部改正)

第二條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項第四号中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一項を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号第二條第一号)に改める。

第三十九條第七項中「育児休業等に関する法律第二條第一項を「育児休業等育児又は家族介護

護を行う労働者の福祉に関する法律第二條第一号に改める。

第三條 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十二條第三項第四号を次のように改める。

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業(同法第五十二條第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))に規定する介護をするための休業を含む。第三十九條第七項において同じ。をした期間

第三十九條第七項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二條第一号に規定する育児休業を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二條第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業」に改める。

第四條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十八の次に次の一号を加える。

二十の十九 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)

第五條 社会保険労務士法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十九を次のように改める。

二十の十九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正)

第六條 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中、「再就職の援助を削る。

第二十四條及び第二十五條を次のように改める。

第二十四條及び第二十五條 削除

第三十條及び第三十一條を次のように改める。

第三十條中、「第二十五條を削る。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十條及び第三十一條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二條の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十六條に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

3 平成七年十月一日から平成十一年三月三十一日までの間における前項の規定の適用について

は、同項中「第二條の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十六條」とあるのは、「第一條の規定による改正後の育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十條」とする。

(船員法の一部改正)

第八條 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第四項中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一項を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号に改める。

第九條 船員法の一部を次のように改正する。

第七十四條第四項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号に規定する育児休業を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業(同法第五十二條第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))に規定する介護をするための休業を含む。」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第十條 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和二十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條第四項第一号を次のように改める。
一 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号に規定する育児休業

う労働者の福祉に関する法律第二十二條を、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十八條に改める。

第五條第四十一号の三及び第四十一号の四並びに第十條第一項中「育児休業等育児又は家族

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案及び同報告書

六二

介護を行う労働者の福祉に関する法律を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年四月二十六日

衆議院議長 土井たか子殿
参議院議長 原文兵衛

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律

(食品衛生法の一部改正)

第一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を次のように改める。

この法律で天然香料とは、動植物から得られた物質又はその混合物で、食品の着香の目的で使用される添加物をいう。

第二条第四項中「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「容れ」を「入れ」に改め、同条第七項中「但し」を「ただし」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

この法律で電子情報処理組織とは、厚生省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、第十六条の規定による届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第五条第二項中「定めるこれらの製品の」の下に「(以下この項において「獣畜の肉等」という。)」を、「事項」の下に「(以下この項において「衛生事項」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、厚生省令で定める国から輸入する獣畜の肉等であつて、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて第二条第七項の電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたものについては、この限りでない。

第六条中「害」を「損なうおそれ」に、「きいて」を「聴いて」に、「食品の添加物として用いることを目的とする化学的合成品を」に「添加物(天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。)」に改める。

第二章中第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二 厚生大臣は、前条第一項の食品の成分に係る規格として、食品に残留する農薬の成分である物質その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。の量の限度を定めるため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第七条の三 厚生大臣は、第七条第一項の規定により製造又は加工の方法の基準が定められた食品であつて政令で定めるものにつき、総合衛生管理製造過程(製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法につき食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程をいう。以下同じ。)を経てこれを製造し、又は加工しようとする者(外国において製造し、又は加工しようとする者を含む。)から申請があつたときは、製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、その総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについての承認を与えることができる。

厚生大臣は、前項の申請に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が、厚生省令で定める基準に適合しないときは、同項の承認を与えない。

第一項の承認を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、申請書に当該総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工した食品の試験の成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。

第一項の承認を受けた者(次項において「承認取得者」という。)は、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を変更しようとするときは、その変更についての承認を求めることができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

厚生大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、承認取得者が受けた第一項の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

一 当該承認に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が、第二項の厚生省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 承認取得者が、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を前項の承認を受けずに変更したとき。

三 厚生大臣が、必要があると認めて、外国において当該承認に係る総合衛生管理製造過程を経て食品の製造又は加工を行う承認取得者(次号において「外国製造承認取得者」という。)に対し、必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 厚生大臣が、必要があると認めて、その職員に、外国製造承認取得者の製造又は加工の施設、事務所、倉庫その他の場所において食品、帳簿書類その他の物件について検査をさせようとした場合において、そ

の検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

第一項の承認に係る総合衛生管理製造過程を経て食品の製造又は加工については、第七条第一項の基準に適合した方法による食品の製造又は加工とみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

第一項の承認又は第四項の変更の承認を受けようとする者は、審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「附された」を「付された」に改め、同条第三項中「第一項又は第二項を削り、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、「及び第二項を削り、並びに」を「及び」に改め、同条第六項中「及び第二項」を削り、同条第二項を削る。

第十五条第一項中「前条第二項第一号又は第三号から第六号までに」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四条第二号又は第三号に掲げる食品又は添加物

二 第七条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

三 第七条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

四 第九条に規定する器具又は容器包装

五 第十条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

第十五条第二項中「前条第二項各号」を「前項各号」に、「又は容器包装に該当する」を「若しくは容器包装又は第六条に規定する食品に該当する」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第一項又は前項」を「前三項」に改め、同条第五項中「又は第二項」を「前三項まで」に、

「(二)えないを」を「超えないに」、「(行)なうを」を「行う」に改め、同条第六項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第三項から第五項まで」に、「及び第二項を」から第三項まで」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

厚生大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて、生産地の事情その他の事情からみて第一項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第八條に規定する食品に該当するおそれがあると認められるものを輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生大臣又は厚生大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條の二 厚生大臣は、前條の規定による届出については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

厚生大臣は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出た者に対する当該届出に係る食品、添加物、器具又は容器包装についての第十五條第二項又は第三項の規定による検査の命令の通知及び同条第四項の規定による当該検査の結果の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

前二項の規定により行われた届出又は命令の通知若しくは結果の通知は、第二條第七項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に厚生省に到達し、又は厚生省から発せられたものとみなし、命令の通知又は結果の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

平成七年五月十八日 衆議院会議録第二十八号

第十八條第一項中「若しくは第二項又は第十五條第一項若しくは第二項を」又は第十五條第一項から第三項まで」に改める。

第十九條の二中「若しくは第二項又は第十五條第一項若しくは第二項を」又は第十五條第一項から第三項まで」に、「(行)なうを」を「行おう」に、「(行)なうを」を「行なう」に改める。

第十九條の三「(一)を」を「いづれかに」に、「若しくは第二項又は第十五條第一項若しくは第二項を」又は第十五條第一項から第三項まで」に改め、同条第三号中「(行)なうを」を「行なう」に改める。

第十九條の四「若しくは第二項又は第十五條第一項若しくは第二項を」又は第十五條第一項から第三項まで」に改め、同条第一号中「(行)なうを」を「行なう」に改め、同条第四号中「(行)なうを」を「行なう」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「(行)なうを」を「行なう」に改め、同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 製品検査の業務の管理に関する事項が厚生省令で定める基準に適合すること。

第十九條の五「若しくは第二項又は第十五條第一項若しくは第二項を」又は第十五條第一項から第三項まで」に、「(行)なうを」を「行なう」に改める。

第十九條の十二「(四)を」を「第五号」に、「(とるべきを)」を「執るべき」に改める。

第十九條の十三「(一)を」を「いづれかに」に改め、同条第四号中「(行)なうを」を「行なう」に改め、同条第六号中「若しくは第二項又は第十五條第一項若しくは第二項を」又は第十五條第一項から第三項まで」に改める。

第十九條の十五「若しくは第二項又は第十五條第一項若しくは第二項を」又は第十五條第一項から第三項まで」に改める。

第十九條の十七「(一)中」を「化学的合成品たる」に改める。

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案及び同報告書

を「第八條の規定により厚生大臣が定めた」に改め、「ただし、(一)の下に」第七條の三「第一項の承認に係る施設及び」を加え、同条第四項中「(一)を」を「いづれかに」に改め、同条第二号中「(基)づく」を「(基)づく」に改め、同条第四号中「(基)づく」を「(基)づく」に改め、同条第六号中「(基)づく」を「(基)づく」に改め、同条第六項中「(省)令を」を「厚生省令」に改め、同条第六項中「(省)令を」を「厚生省令」に改める。

第二十一條第一項中「(省)令を」を「厚生省令」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいづれかに該当するとき、同項の許可を与えないことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第二十二條から第二十四條までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいづれかに該当する者があるもの

第二十一條第三項中「二年を」を「四年」に、「(附)ける」を「付ける」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第二十一條の二 前条第一項の許可を受けた者(以下この条において「許可営業業者」という。)

について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が一人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可営業業者の地位を承継する。

前項の規定により許可営業業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第二十二條中「前条第一項を」を「第二十一條第一項」に改める。

第二十三條中「若しくは第二項、第十五條第三項を、第十五條第四項に、又は第二十一條第三項を」に違反した場合、第二十一條第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項に改める。

第二十八條の次に次の一條を加える。

第二十八條の二 都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、食中毒の発生を防止するとともに、地域における食品衛生の向上を図るため、飲食店営業業者その他継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者(以下この条において「飲食店営業業者等」という。)

に對し、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、飲食店営業業者等の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、食品衛生推進員を委嘱することができる。

食品衛生推進員は、飲食店営業の施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の施策に協力して、飲食店営業業者等からの相談に應じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

第二十九條第一項中「乃至第二十二條を」から第二十五條まで」に、「乃至第二十五條を」から第二十五條まで」に、「前条を」を「第二十八條」に、「(害)う虞を」を「損なうおそれ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六條中「添加物(天然香料及び一般に食品として飲食に供されてゐる物であつて添加物として使用されるものを除く。)

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

食料衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案及び同報告書

六四

学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反應を起させ得られた物質をいう。」と読み替えるものとする。

第二十九条第三項中「乃至第十條」を「から第十條まで」に、「乃至第十九條」を「から第十九條まで」に、「乃至第二十四條」を「から第二十四條まで」に改める。

第三十一條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第十四條第二項(第二十九條第一項において準用する場合を含む。、第十五條第三項)」を「第十五條第四項」に改め、同条第三号中「市長」の下に「又は区長」を加える。

(栄養改善法の一部改正)

第二條 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條の見出しを「特別用途表示の許可」に改め、同条第一項中「栄養成分の補給ができる旨の標示又は」を削り、「標示を」を「表示(以下「特別用途表示」という。を)に改め、同条第二項中「標示を」を「特別用途表示」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品(以下「特別用途食品」という。)につき、厚生省令で定める事項を厚生省令の定めるところにより表示しなければならない。

第十三條から第十五條までを削る。

第十六條の見出し中「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改め、同条第一項中「第十二條(特殊栄養食品の標示)の規定により許可を受けた特殊栄養食品を」を「特別用途食品に」、「特殊栄養食品を」を「特別用途食品を」に改め、同条第二項中「証票を」を「証明書」に、「且つ」を「かつ」に、「呈示」を「提示」に改め、同条第十三條とする。

第十七條の見出しを「特別用途表示の許可の取消し」に改め、同条中「特殊栄養食品の標示

の」を「特別用途表示の」に、「受けて標示を」を受けて特別用途表示に、「(特殊栄養食品の標示内容)に規定する標示をせず」を「の規定に違反し、」に、「標示をした」を「表示をした」に改め、同条を第十四條とする。

第十七條の二の見出しを「特別用途表示の承認」に改め、同条第一項中「第十二條第一項に規定する標示を」を「特別用途表示」に改め、同条第二項中「第十六條の」を「第十三條の」に、「規定により承認を受けた特殊栄養食品を」承認に係る食品に、「標示を」を「特別用途表示」に、「第十六條第一項」を「第十三條第一項」に、「第十七條の二第二項」を「第十五條第二項」に改め、同条を第十五條とする。

第十七條の三の見出し中「特殊栄養食品の標示を」を「特別用途表示」に改め、同条中「第十二條第一項に規定する」を削り、「標示を」を「特別用途表示」に、「同項」を「第十二條第一項」に改め、同条を第十六條とし、同条の次に次の二條を加える。

(栄養表示基準)

第十七條 販売に供する食品(特別用途食品を除く。)につき、栄養成分(厚生省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)又は熱量に関する表示(以下「栄養表示」という。)をしようとする者及び本邦において販売に供する食品であつて栄養表示がなされたもの(第十五條の承認に係る食品を除く。以下この条において「栄養表示食品」という。)を輸入する者は、厚生大臣の定める栄養表示基準(以下単に「栄養表示基準」という。)に従い、必要な表示をしなければならない。ただし、販売に供する食品(特別用途食品を除く。)の容器包装及びこれに添付する文書以外の物に栄養表示をする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 栄養表示基準においては、次に掲げる事項

を定めるものとする。

一 食品の栄養成分量及び熱量に関し表示すべき事項並びにその表示の方法

二 栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生省令で定めるものにつき、その補給ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された輸入に係る栄養表示食品を販売するに際し遵守すべき事項

三 栄養成分のうち国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生省令で定めるもの又は熱量につき、その適切な摂取ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された輸入に係る栄養表示食品を販売するに際し遵守すべき事項

3 厚生大臣は、栄養表示基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(指示等)

第十七條の二 厚生大臣は、栄養表示基準に従つた表示をしない者があるときは、その者に對して、栄養表示基準に従い必要な表示をすべき旨の指示をすることができ、

2 厚生大臣は、前項の指示に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

3 第十三條の規定は、販売に供する食品であつて栄養表示がなされたもの(特別用途食品及び第十五條の承認に係る食品を除く。)について準用する。

第十八條の二中「第十六條第一項」を「第十三條第一項」に、「第十七條の二第二項」を「第十五條第二項」に改める。

第十九條第一項中「特殊栄養食品の標示」を「特別用途表示」に改め、同条第二項中「外」を

「ほか」に、「但し」を「ただし」に、「尽された」を「尽くされた」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一條中食品衛生法第七條の次に二條を加える改正規定(第七條の二を加える部分に限る。)、同法第三十一條第三号の改正規定並びに次條及び附則第八條の規定 公布の日

二 第一條中食品衛生法第二十一條の改正規定、同法第二十一條の次に二條を加える改正規定、同法第二十二條の改正規定、同法第二十三條の改正規定(若しくは第二項、第十五條第三項を、第十五條第四項に改める部分を除く。及び附則第五條の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第一條中食品衛生法第二條の改正規定(同法第三項の改正規定を除く。)、同法第五條、第十四條及び第十五條の改正規定、同法第十六條の次に二條を加える改正規定、同法第十八條、第十九條の二及び第十九條の三の改正規定、同法第十九條の四の改正規定(各号列記以外の部分を改める部分に限る。)、同法第十九條の五、第十九條の十三及び第十九條の十五の改正規定、同法第二十三條の改正規定(若しくは第二項、第十五條第三項を、第十五條第四項に改める部分に限る。並びに同法第三十一條の改正規定(同法第三号の改正規定を除く。)) 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(既存添加物に関する経過措置)

第二條 厚生大臣は、次に掲げる添加物(第一條の規定による改正前の食品衛生法(以下「旧食品衛生法」という。))第一條第三項に規定する化学

的合成品たる添加物並びに第一条の規定による改正後の食品衛生法(以下「新食品衛生法」という。第二条第三項に規定する天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。)の名称を記載した表(以下「既存添加物名簿」という。)を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。

一 この法律の公布の際現に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳列されている添加物

二 この法律の公布の際現に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳列されている製剤又は食品に含まれる添加物

2 何人も、前項の規定により公示された既存添加物名簿に關し、訂正する必要があると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、その公示の日から六月以内に限り、その旨を厚生大臣に申し出ることができる。

3 厚生大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る添加物の名称を既存添加物名簿に追加し、又は既存添加物名簿から削除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による追加又は削除を行った既存添加物名簿をこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の一月前までに公示しなければならない。

第三条 前条第四項の規定により厚生大臣が公示した既存添加物名簿に記載されている添加物並びにこれを含む製剤及び食品については、新食品衛生法第六條の規定は、適用しない。

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

(指定検査機関に關する経過措置)

第四條 附則第一条第三号に掲げる改正規定の施行の際現に旧食品衛生法第十四條第一項又は第十五條第一項若しくは第二項の指定を受けている者及びこの法律の施行の際現に新食品衛生法第十四條第一項又は第十五條第一項から第三項までの指定を受けている者に対する新食品衛生法第十九條の十二の規定の適用については、施行日から起算して一年間は、同条中「第十九條の四第二号から第五号まで」とあるのは、「第十九條の四第二号、第四号又は第五号」とする。

(營業の許可に關する経過措置)

第五條 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧食品衛生法第二十一條第一項の許可(同条第三項の規定により有効期間が付けられたものに限る。)を受けている者に対する当該許可に係る新食品衛生法第二十三條の規定の適用については、当該有効期間が経過するまでの間は、同条中「に違反した場合、第二十一條第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項とあるのは、又は第二十一條第三項」とする。

(特殊栄養食品に關する経過措置)

第六條 この法律の施行の際現に第二條の規定による改正前の栄養改善法(以下この条において「旧栄養改善法」という。第十二條第一項又は第十七條の二第一項の規定による許可又は承認(乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示に係るものに限る。))を受けている者は、第二條の規定による改正後の栄養改善法(以下「新栄養改善法」という。第十二條第一項又は第十五條第一項の規定による許可又は承認を受けた者とみなす。

2 旧栄養改善法第十二條第一項又は第十七條の二第一項の規定による許可又は承認(栄養成分の補給ができる旨の標示に係るものに限る。)に係る食品については、施行日から起算して一年

間は、引き続き旧栄養改善法の規定に適合する標示がされている限り、新栄養改善法第十七條第一項の栄養表示基準に適合する表示がされているものとみなす。

(罰則に關する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

(検討)

第九條 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、國民の栄養摂取の状況並びに新栄養改善法第十七條及び第十七條の二の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号(一)の「一」及び別表第四第一号(二)中「特殊栄養食品を「特別用途食品」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第六号中「に定める栄養食品の標示を「の規定に基づき、特別用途表示」に、「する」を「行い、及び栄養表示基準を定める」に改め、同条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の規定に基づき、総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについての承認を行い、及びその承認を取り消すこと。

第六條第二十号中「(昭和二十二年法律第二百三十三号)を削る。

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、食品の安全性に關する問題の複雑多様化、輸入食品の著しい増加及び國民の栄養摂取状況の変化並びに規制緩和の社会的要請及び規制の國際的整合化の要請に対応して、食品保健対策を総合的に推進するため、化学的合成品以外の添加物に対する規制の見直し、一般的食品製造基準に代わる総合衛生管理製造過程に係る承認方式を選択できる制度の導入、電子情報処理組織の導入による輸入食品届出制度の効率化、營業許可の有効期間の延長、食品に係る栄養強化表示の許可制度の廃止及び栄養成分等の表示基準制度の導入等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 食品衛生法の一部改正

(一) 人の健康を損なうおそれのない場合に限る販売、製造、輸入等が認められる添加物の範囲を、化学的合成品たる添加物から、天然香料等を除く添加物に拡大すること。

なお、厚生大臣は、この法律の公布の際現に販売、製造、輸入等がされている添加物(化学的合成品たる添加物及び天然香料等を除く。)の名称を記載した既存添加物名簿を公示するものとし、当該名簿に記載されている添加物については、引き続き、販売、製造、輸入等を認めること。

(二) 厚生大臣は、残留農薬基準を定めるために必要があるときは、農林水産大臣に対し、農薬の成分に關する資料の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

(三) 厚生大臣は、政令で定める食品について、総合衛生管理製造過程(製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法について食

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案及び同報告書

六六

品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程をいう。以下同じ。を経てこれを製造し、又は加工しようとする者から申請があった場合、製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が厚生省令で定める基準に適合するときは、承認を与えるものとし、当該承認に係る総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、製造又は加工の方法の基準に適合した方法による食品の製造又は加工とみなすとともに、当該承認施設については、食品衛生管理者の設置を要しないものとする。

(四) 厚生大臣は、食品等の輸入に係る届出又はその届出に係る食品等の検査の命令等の通知について、電子情報処理組織を使用し、て行わせ、又は行うことができるものとする等、食品の輸入手続の簡素化・効率化を図ること。

(五) 政令で定める輸入食品等について、一律に検査を要することとされている従来の検査制度を、厚生大臣が食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認め、場合により、輸入者に検査を受けることを命ずる検査制度とすること。

(六) 指定検査機関の指定基準に、製品検査業務の管理に関する事項を加えること。

(七) 飲食店営業等の営業の許可の有効期間について、二年を下らない期間から四年を下らない期間に延長すること等、営業許可に関する規制の見直しを行うこと。

(八) 食品衛生推進員制度の導入等地域における食品衛生水準の向上のための整備を行うこと。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行すること。ただし、

残留農薬基準の策定に関する規定及び既存添加物名簿の作成に関する規定については公布の日から、営業許可に関する規定については公布の日から起算して六月を経過した日から、食品等の輸入手続に関する規定及び輸入食品等の検査に関する規定については公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) その他所要の経過措置を設けるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

食品の安全性の効果的な確保、国民の健康づくり等、総合的な食品保健対策を推進するため、化学的合成品以外の添加物に対する規制の見直し、一般的食品製造基準に代わる総合衛生管理製造過程に係る承認方式を選定できる制度の導入、電子情報処理組織の導入による輸入食品届出制度の効率化、営業許可の有効期間の延長、食品に係る栄養強化表示の許可制度の廃止及び栄養成分等の表示基準制度の導入等の措置を講じようとすることは、時宜に適合するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 残留農薬基準の早期整備を行うとともに、国内で新たに使用される農薬については、農薬取締法に基づき登録に併せて速やかに残留農薬基準を策定すること。また、環境が整えば、現在、食品添加物の規制で導入されているポジティブリスト制を農薬についても導入を検討すること。

四 食品添加物の指定及び規格基準並びに残留農薬基準については、国際的基準も考慮しつつ、科学的根拠による安全性評価に基づき指定及び策定を行うとともに、最新の科学的知見に基づき適宜見直しを行うこと。特に、既存の天然添加物については、速やかに安全性の見直しを行い、有害であることが実証された場合には、使用禁止等必要な措置を講ずること。

五 食品の安全性に関する国際基準の策定に積極的に関与し、我が国の食品の安全性に関する関連科学的研究成果を国際基準に反映できるよう努めること。また、その策定過程において、関係

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
平成七年五月十七日
厚生委員長 岩垂壽喜男
衆議院議長 土井たか子殿

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 食品の安全性を確保し、積極的に国民の健康の保護増進を図るため、食品行政の一元化と統一的な食品法の制定とを指向して、関係各省庁間の緊密な連絡協調体制を整備すること。

二 食品添加物について、常時その安全性・摂取量を点検し、適正に使用されるよう措置を講ずること。

三 残留農薬基準の早期整備を行うとともに、国内で新たに使用される農薬については、農薬取締法に基づき登録に併せて速やかに残留農薬基準を策定すること。また、環境が整えば、現在、食品添加物の規制で導入されているポジティブリスト制を農薬についても導入を検討すること。

四 食品添加物の指定及び規格基準並びに残留農薬基準については、国際的基準も考慮しつつ、科学的根拠による安全性評価に基づき指定及び策定を行うとともに、最新の科学的知見に基づき適宜見直しを行うこと。特に、既存の天然添加物については、速やかに安全性の見直しを行い、有害であることが実証された場合には、使用禁止等必要な措置を講ずること。

五 食品の安全性に関する国際基準の策定に積極的に関与し、我が国の食品の安全性に関する関連科学的研究成果を国際基準に反映できるよう努めること。また、その策定過程において、関係

の消費者、生産者等の意見が反映されるよう努めること。

六 食品に含まれる物質の健康影響に関する研究、食品の安全性評価手法等の高度化に関する研究など食品の安全性確保のための調査研究を推進するとともに、国、地方の試験研究機関の調査研究体制の整備を図ること。

七 輸入食品の増大に対応して、検疫所における食品衛生監視員の確保、食品検査機能の強化、検査率の向上等、輸入食品の安全確保体制の整備を図ること。また、食品検査施設における検査の管理運営基準(GLP)の導入については、地方自治体においても円滑な導入が図られるよう配慮すること。

八 食品衛生調査会の委員等については、消費者、生産者等も含めたより広い範囲の学識経験者の中から任命すること。また、食品の規格基準等の制定に際しては、適宜関係資料を公開するとともに、消費者の意見・異議を聴取するよう努め、適切に対処すること。

九 食品保健関係の情報については、消費者に、十分にかつ利用しやすい形で体系的に提供するとともに、食品保健行政の決定の根拠となった資料については、可能な限り公開すること。

十 食品の表示及び広告の規制について、消費者への食品に関する情報の提供を推進する観点からその体制を整備するとともに、営業者に対し、適切な指導及び取締りを行うこと。

十一 国際的な食品衛生水準の向上に積極的に対応する見地から、開発途上国に対する食品検査体制の整備に関する技術協力等、二国間や多国間における食品衛生に関する国際協力を推進すること。

十二 食品衛生推進員については、幅広い食品関係者を委嘱の対象とし、地域における食品衛生の向上のための活動が総合的に行われるよう配慮すること。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成七年五月十五日

内閣総理大臣 村山 富市

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（平成五年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「構造的な変化」の下に「（以下「経済の構造的変化」という。）を加え、（のうち、その事業がこれらの変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で定める要件に該当するもの）を削る。

第三条第一項中「特定中小企業者」は「特定中小企業者その事業が経済の構造的変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で定める要件に該当するもの及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等に限る。以下この条から第八条までにおいて同じ。」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

（事業の展開）

第六条の二 特定中小企業者（その事業が経済の構造的変化のうち特に最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化であって政令で定めるものによる影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で

定める要件に該当するもの及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等に限る。以下この条、次条及び第十條第五項において同じ。）は、新分野進出等、新商品又は新技術の開発その他の経済の構造的変化への適応のための新たな事業活動及びこれらの準備のための事業活動（第三條第一項の政令で定める業種に属する事業に係るものに限るものとし、特定中小企業者が第二條第一項第四号若しくは第五号に掲げる組合を設立し、又は合併し、若しくは資本の額若しくは出資の総額の全部を出資して会社を設立しようとする場合にあつてはその組合又はその合併若しくは出資により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行うものを、同項第四号又は第六号に掲げる者であつて特定中小企業者であるものが協業組合に組織を変更しようとする場合にあつてはその協業組合が行うものを含む。以下「事業展開」という。）に関する計画を、組合等は、その構成員たる特定中小企業者が行おうとする事業展開に関する計画を作成し、これを平成九年五月三十一日までにその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

第三條第二項（第六号及び第七号に係る部分を除く。）及び第三條第三項（第三号に係る部分を除く。）並びに第四條第三項において準用する第三條第三項第三号に係る部分を除く。）の規定は、前項に規定する事業展開に関する計画（以下「事業展開計画」という。）について準用する。

第六條の三 第五條第二項の規定は、前條第一項の承認に係る事業展開計画（同條第二項において準用する第四條第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業展開計画」という。）に従つて事業展開を行おうとする特定中小企業者に係る近代化資金貸付金について準用する。この場合において、第五條第二項中「この法律」とあるのは、

「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第 号）」と読み替へるものとする。

第九條中「第三條第二項第六号に規定する事業の下に、承認事業展開計画に従つて行われる事業展開を加える。

第十條第一項中「特定中小企業者」の下に「（第三條第一項に規定する特定中小企業者をいう。）を加え、（そのを「その」に改め、（いう。）の下に「又は承認事業展開計画に従つて事業展開を行おうとする特定中小企業者（第六條の二第一項に規定する特定中小企業者をいう。）を、（当該承認新分野進出等計画の下に「又は当該承認事業展開計画を加え、同條第五項中「特別中小企業者」の下に「又は承認事業展開計画に従つて事業展開を行おうとする特定中小企業者」を加える。

第十一條中「新分野進出等」の下に、事業展開」を加える。

第十二條第一項中「新分野進出等」の下に「又は事業展開」を加える。

第十五條中「第三條第一項の下に、第六條の二第一項を、（第三條第二項第六号に規定する事業を行う者」の下に、承認事業展開計画に従つて事業展開を行う者」を、（に對し、承認新分野進出等計画の下に、承認事業展開計画」を加える。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。
（租税特別措置法の一部改正）
第二條 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第十條の四第一項第六号中「同法第二條第三項を「同項」に改める。
第三十七條第一項の表の第十七号の上欄のイ中「受けた同法第二條第三項を「受けた同項」に改める。

第四十二條の七第一項第六号中「同法第二條第三項を「同項」に、（同項」を「同法第二條第三項」に改める。
第六十五條の七第一項の表の第十八号の上欄のイ中「受けた同法第二條第三項を「受けた同項」に、（同項」を「同法第二條第三項」に改める。

第六十六條の十四中「同法第二條第三項」を「同項」に、（同項」を「同法第二條第三項」に改める。

理由
最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化にかんがみ、これらの変化に適応するため中小企業者が行う事業展開について、これらを円滑にするため、中小企業近代化資金等助成法の特例等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化にかんがみ、これらの変化に適応するため中小企業者が行う事業展開について、これらを円滑にするため、中小企業近代化資金等助成法の特例等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

定義の改正
「特定中小企業者」の定義を、近年における経済の多様な構造的な変化（以下「経済の構造的変化」という。）による影響を受けている工業その他の業種であつて政令で定めるものに属する事業を営む中小企業者及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等に改める。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及

び同報告書

平成七年五月十八日 衆議院会議録第二十八号

六十七

平成七年五月十八日 衆議院會議録第二十八号

2 事業展開計画の新設

- (一) 特定中小企業者であつて経済の構造的変化のうち特に最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化であつて政令で定めるものによる影響を受け、又は受けるおそれがあるものであつて、その生産額又は取引額が相当程度減少しているものとして政令で定める要件に該当するもの及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等は、新分野進出等、新商品又は新技術の開発その他の経済的構造的変化への適応のための新たな事業活動及びこれらの準備のための事業活動(以下「事業展開」という。)に関する計画(以下「事業展開計画」という。)を作成し、これを平成九年五月三十一日までに都道府県知事に提出して、その承認を受けることができるものとする。
- (二) 事業展開計画の承認、承認を受けた事業展開計画の変更の承認、承認(変更の承認を含む。)を受けた事業展開計画(以下「承認事業展開計画」という。)の承認の取消し等について規定する。
- (三) 承認事業展開計画に従つて行われる事業展開について、中小企業近代化資金等助成法の特例措置を講ずるものとする。
- (四) 国及び都道府県は、承認事業展開計画に従つて行われる事業展開に必要な資金の確保に努めるものとする。
- (五) 承認事業展開計画に従つて行われる事業展開について、租税特別措置法の特例措置を講ずるものとする。
- (六) 国及び都道府県は、事業展開の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。
- (四) 特定中小企業者は、事業展開を行うに当たっては、雇用の安定を図るために必要な

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 平成七年度における公債の発行の特例に関する法律案及び同報告書

地方交付税法の一部を改正

六八

措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(五) 都道府県知事は、承認事業展開計画の実施状況について報告を求めることができるものとする。

4 附則

この法律の施行期日は、公布の日とする。

二 議案の可決理由
本案は、中小企業者が最近の貿易事情等の急激な変化に適応するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成七年五月十七日

商工委員長 白川 勝彦
衆議院議長 土井たか子殿

地方交付税法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成七年五月十五日

内閣総理大臣 村山 富市

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」を「第一項に改め、同項の表中「五千六百三十億円」を「五千五百七十億円」に、「五千七百十億円」を「五千六百四十億円」に、「五千八百一十億円」を「五千七百一十億円」に、「六千三百二十五億円」を「六千二百四十五億円」に、「六千九百九十三億四千万円」を「六千九百五億八千万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成七年度分の交付税の総額については、前項の額に、前条の規定に基づく特例措置として、三百七十七億六千万円を加算する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「千八百十億円」を「二千八百八十七億六千万円」に改め、同条の表中「五千六百三十億円」を「五千五百七十億円」に、「五千七百十億円」を「五千六百四十億円」に、「五千八百一十億円」を「五千七百一十億円」に、「六千三百二十五億円」を「六千二百四十五億円」に、「六千九百九十三億四千万円」を「六千九百五億八千万円」に改める。

理由

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成七年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成七年度補正予算による国税の減収に伴う地方交付税の減少額を補てんし、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、平成七年度分の地方交付税の総額の特例措置として、三百七十七億六千万円を加算しようとするものである。

二 議案の可決理由

地方財政の状況にかんがみ、平成七年度分の地方交付税の総額の特例措置として、三百七十七億六千万円を加算しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成七年度一般会計補正予算(第一号)の歳出において、地方交付税交付金の追加額として三

百七十七億六千万円が計上されている。
右報告する。

平成七年五月十八日

地方行政委員長 川崎 二郎
衆議院議長 土井たか子殿

平成七年度における公債の発行の特例に関する法律案

右
国会に提出する。

平成七年五月十五日

内閣総理大臣 村山 富市

平成七年度における公債の発行の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成七年度一般会計補正予算(第一号)における阪神・淡路大震災に対処するための措置、地震等についての防災のための事業を緊急に実施するための措置、急激な外国為替相場の変動等に伴う最近の経済情勢に対処するための措置等に必要なる財源を確保するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定及び所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律(平成六年法律第百八号)第一条第二項の規定により発行する公債のほか、平成七年度一般会計補正予算(第一号)において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

製品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあつては当該製品輸入増加割合に〇・二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に百分の二・五の割合を加算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十とする。)をいう。)を乗じて計算したに改める。

第五十四条第一項中の「百分の二十」当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、を「に積立割合(製品輸入増加割合が百分の十以下である場合にあつては「二位未満」を「三位未満」に、「に相当する」を「をい、製品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあつては当該製品輸入増加割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に百分の十の割合を加算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十とする。)をいう。)を乗じて計算したに改める。

第六十六条の十四中の「平成五年十一月二十五日」を「及び同法第六条の三に規定する承認事業展開計画に従つて同法第六条の二第一項に規定する事業展開を行う同項に規定する特定中小企業者(同法第二十一条第三項に規定する組合等を除く。)に該当するもの」平成七年四月一日に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)
第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第十条の四の規定は、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備につ

いては、なお従前の例による。
(製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は所得税額の特別控除及び個人の輸入製品国内市場開拓準備金に関する経過措置)
第三条 新法第十条の六及び第二十条の規定は、平成七年分以後の所得税について適用し、平成六年分以前の所得税については、なお従前の例による。
(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第四条 新法第四十二条の七の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする新法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。
(製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は法人税額の特別控除及び法人の輸入製品国内市場開拓準備金に関する経過措置)
第五条 新法第四十二条の九及び第五十四条の規定は、法人の平成七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
(欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)
第六条 法人の平成七年四月一日前に終了した事業年度において生じた旧法第六十六条の十四に規定する欠損金額については、なお従前の例による。
2 新法第六十六条の十四に規定する承認事業展開計画に従つて事業展開を行う特定中小企業者に該当する法人の平成七年四月一日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業

年度において生じた法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額に係る同法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から三月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ。

3 前項の場合において、同項に規定する法人が、同項の欠損金額につき、既に他の法令の規定による法人税の還付の請求をしているときは、当該還付の請求がなかったものとみなす。
4 前項の規定に該当する法人で第二項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金は、第二項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

理 由

最近における社会経済情勢にかんがみ、輸入促進税制を拡充するとともに、欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の対象から除外される中小企業者の範囲を拡充する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、輸入促進税制を拡充するとともに、中小企業者の事業展開の促進を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 輸入促進税制の拡充
輸入促進税制について、輸入製品の増加割合が十%を超える場合における次に掲げる制度に係る税額控除割合等を、当該増加割合に応じ、次に掲げる割合まで引き上げることとする。

する。

(一) 輸入額が増加した場合の税額控除及び割増償却制度
(1) 税額控除割合 百分の十(現行百分の五)
(2) 割増償却限度割合 百分の五十(現行百分の二十五)

(二) 輸入製品国内市場開拓準備金制度
積立割合 百分の四十(現行百分の二十)
(注) 以上の改正は、平成七年分以後の各年の所得税又は平成七年四月一日以後に開始する各事業年度の法人税について適用することとする。

2 中小企業者の事業展開の促進を図るための措置
特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部改正に伴い、次の措置を講ずることとする。

(一) 同法の承認事業展開計画を実施する特定中小企業者が取得する一定の機械装置を、事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の対象に加えることとする。
(二) 同法の承認事業展開計画を実施する特定中小企業者について、欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の対象から除外することにより、繰戻し還付を認めることとする。

(注) この改正は、平成七年四月一日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金について適用する。
3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

4 施行期日
この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、輸入促進税制を拡充するとともに、中小企業の事業展開の促進を図るための措置を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成七年度における減収見込額は、約百四十億円である。

平成七年五月十八日

大蔵委員長 尾身 幸次

衆議院議長 土井たか子殿

平成七年五月十八日 衆議院会議録第二十八号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十号の発送は都合により後日となるため、第二十八号を先に発送しました。)

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
(税 九円を合)
(送料別)